

目次

募集

女性リーダー登用先進企業募集（9月30日まで）	2
自営型テレワーカー養成講座受講者募集	3
働く女性のためのキャリア研修	4~7
女性を育てるマネジメント研修	8~9
令和4年度元気いばらき就職面接会のご案内	10
茨城県内企業の経営者と話せる！2022 いばらき1Day 仕事体験	11
障害者雇用優良企業の募集	12~13

ご案内

いばらき女性活躍・働き方応援ポータルサイト開設のご案内	14
いばらき労働相談センターのご案内	15
カウンセリング講座のご案内	16~19
第51回茨城県障害者技能競技大会（アビリンピック県大会）を開催しました！	20
障害者雇用推進アドバイザーについて	21~22
就職の悩みは「サポステ」で解決！	23
スキルアップセミナー（在職者訓練）について	24

お知らせ

[労働局から]	
令和4年度全国労働衛生週間について	25~26
ジョブ・カードの活用促進について	27~28
時間単位の年次有給休暇を活用しましょう	29
パートタイム・有期雇用労働法について	30~31
育児・介護休業法について	32~33
「働き方・休み方改善コンサルタントを活用してみませんか？」	34~35
障害者就職面接会のご案内（前期）	36~37
令和4年度 業務改善助成金のご案内	38
中小企業におけるDX人材育成のご案内	39
労働局の認定制度	40~41
女性活躍推進法に関する制度改正のお知らせ	42~43
[労働委員会から]	
労働委員会の窓から	44
個別的労使紛争のあっせんに係る労働相談会のご案内	45~46

自営型

時間や場所を選ばずに
自分らしく働く

テレワーカー養成講座

入門コース

スキルアップコース

自営型テレワーク(在宅ワーク)はパソコンやインターネット等を活用して、自宅などで仕事をする働き方です。

本セミナーは、自営型テレワークという働き方を知る「入門コース」、専門スキルを身につける「スキルアップコース」で、自分らしく働きたいあなたを応援します!

参加費
無料
託児あり
(会場開催時)

入門コース

オンライン(Zoom)・1日講座

- 概要** 自営型テレワーク(在宅ワーク)を始めるための基礎知識や心構えを習得できる2時間のオンライン講座です。
- 【1】講義「自営型テレワークの基本ポイント」
 - 【2】動画で自営型テレワーカーの仕事現場を紹介
 - 【3】パネルディスカッション
 - 【4】スキルアップコース紹介

- 日時** 2022年 10/20(木)
10:00~12:00 (グループ相談会/希望者のみ)
12:00~13:00
- 対象** 県内在住で
自営型テレワークに興味のある女性
- 定員** 60名 **託児** なし

スキルアップコース

6日間の講座とホームワーク
(eラーニング+疑似業務)を行います。

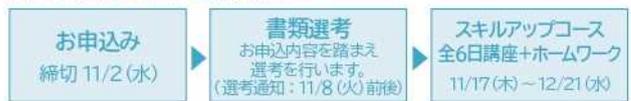
※希望するコースを選択してお申し込みください。

- 対象** 県内在住でご自宅にインターネット環境とパソコンがあり、自営型テレワークを始めたい女性
- 原則、全6回の講座とホームワークを受講できる方
 - 自宅にウイルス対策ソフトをインストールしたパソコンとインターネット環境がある方
- ※「Webサイト制作コース」はパソコンの基本的なスキルを有する方向けの講座となります。
※ご使用パソコンのOSが、Windows XP、Windows Vista、Windows 7の場合は受講できません。

- 定員** 各コース 20名
- 託児** 定員あり・無料
※生後6か月以上~就学前まで
※要事前申込 ※会場開催時のみ

	Webライティングコース	Webサイト制作コース
	Webライティングの基礎を学び、適切な文章で伝えたいことを的確に表現するスキルを身につけます。 音声起こしや画像撮影、編集の基礎も取り入れ、様々なジャンルのライティング業務に対応できるライターを育成します。	WordPressを使った実習を通して、テンプレートを利用した簡単なサイト制作を行います。 Web制作に関する業務内容を理解して、目的に沿ったサイト制作や更新などのスキルを身につけるWebサイト制作の入門講座です。
	スケジュール	
初日 茨城県 三の丸庁舎	11/17(木) 2コース合同 開講式・オリエンテーション① 10:00~12:00 ※12:00~13:00 交流会(自由参加)	
2~5 日目 オンライン (Zoom)	11/25(金) 講義② 12/ 2(金) 講義③ 12/ 9(金) 講義④ 12/16(金) 講義⑤ 10:00~15:00 (お昼休憩12:00~13:00)	11/22(火) 講義② 11/29(火) 講義③ 12/ 8(木) 講義④ 12/14(水) 講義⑤ 10:00~15:00 (お昼休憩12:00~13:00)
最終日 茨城県 三の丸庁舎	12/21(水) 2コース合同 ミニセミナー・修了式⑥ 10:00~12:00 ※12:00~13:00 交流会(自由参加)	

スキルアップコース 受講の流れ



※ 初日および最終日は、原則会場での参加となります。ただし、会場参加が難しい場合はオンラインでの参加も可能です。
※ オンライン参加希望の方は、ご自宅などインターネット環境のある場所からご参加ください。

女性登用に積極的に

取り組む企業を募集します!

県では、企業における女性の活躍を推進するため、女性の登用に積極的に取り組み、その実績が優れている企業を「茨城県女性リーダー登用先進企業」として表彰しています。

< 表彰制度の概要 >

対象

茨城県内に本社又は主たる事業所を有する企業等

表彰の主な要件

- 1 「いばらき女性活躍・働き方応援協議会」の会員登録を行っていること
- 2 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、労働局への届出及び外部への公表を行い、また、一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表を行っていること
(常時雇用する労働者数が100人以下の事業主は除く)
- 3 管理職等への女性労働者の登用促進のための取組を実施していること
- 4 直近の事業年度における女性管理職の割合が産業別の基準値を超えており、かつ、直近の3事業年度における割合が概ね向上若しくは高い状態を維持していること。または役員に1人以上の女性を登用していること など

応募方法

自薦または県内経済団体及び市町村等からの推薦によります。
推薦書(様式1)及び推薦調書(様式2)に必要事項を記入の上、関係書類を添えて、郵送または持参により提出してください。

提出期限 令和4年9月30日(金)まで

QRコード▶



表彰要件の詳細及び推薦書類の様式は、労働政策課のHPからご確認をお願いします。

茨城県 女性活躍 表彰



被表彰企業の決定

管理職等への女性の登用実績及び取組内容(育成、評価・登用、職場風土等)を総合的に評価し、特別優良賞・優良賞・奨励賞を決定します。

提出・
問合せ先

茨城県産業戦略部労働政策課 労働経済・福祉担当

住所:茨城県水戸市笠原町978-6 TEL:029(301)3635(直通) FAX:029(301)3649

E-mail : rose1@pref.ibaraki.lg.jp

参加費
無 料

働く女性のためのキャリア研修

～ 若手女性社員向け ～

自分らしさを大切に、 これからのワーク&キャリアを考える

仕事の価値観、私の強みを整理し、ロールモデルから学びます。
これからの私らしいワーク&ライフキャリアを描きます。



基礎編

フォローアップ編

日 時

令和4年10月11日(火)
13:30～16:30

令和4年12月7日(水)
13:30～16:30

実施方法

オンラインライブ配信
(Zoom)

対面実施
(水戸合同庁舎 水戸市柵町1-3-1)

対 象

① 茨城県内の事業所に在籍する女性のうち、
10代～20代女性社員(社会人2年目～)

① 令和2年度茨城県主催の女性管理職研修「A若
手女性社員向け」に参加した方
② 今年度の基礎編に参加した方

定 員 ※1

先着 20 名

先着 40 名

実施内容 ※2

1. オリエンテーション ～キャリアとはなにか
2. 社会環境の変化と女性活躍推進
3. 自己理解1 ～私のキャリアを振り返る
4. 自己理解2 ～私の大切にしている価値観を知る
5. これからのキャリアを考える
～私のライフキャリアを設計する

1. 前回研修からの振り返り
2. Will/Can/Mustの整理
3. キャリアの不安と課題の解決
4. 周囲からの期待と役割の把握

申込方法 ※3

WEB(いばらき電子申請・届け出サービス)

※1 原則、1事業者につき1名まで。
※2 内容は急遽変更となる場合があります。
※3 詳細は裏面をご確認ください。



講師 女性とキャリア研究所 主宰

水野 順子

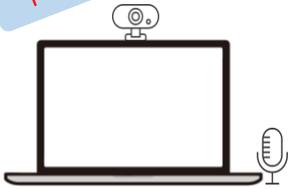
公務員として福祉部にて従事した後、外資系大手人材サービス会社にて営業・キャリアコンサルタントとして勤めた後、独立。現在まで20,000人以上へ「人生とキャリア」の相談・支援を続けている。

主催：茨城県、いばらき女性活躍・働き方応援協議会

研修受講に関して

- ・基礎編の研修は、WEB会議システムZoomを利用し、インターネット上で実施します。
- ・PC等にZoomをインストールできない場合、**ブラウザでもアクセスしていただけます。**
- ・フォローアップ編は対面研修を予定しておりますが、場合によっては**オンライン(Zoom)での実施に変更となる可能性**がございます。

PC準備



カメラとマイク付き(外付け可)のPCまたはタブレットをご用意ください。

マスク着用



対面研修中はマスクのご着用をお願いいたします。

発言あり



発言していただく場面があるので、声を出せる環境でご受講ください。

撮影禁止



研修の録画・録音、資料の二次利用・内容のSNS等への投稿は禁止です。

【フォローアップ編の会場(水戸合同庁舎)アクセス】



お申し込み方法

申込締切

基礎編 9月27日(火)	フォローアップ編 11月24日(木)
-----------------	-----------------------

17時迄

以下のURLまたは検索フォームから「**いばらき電子申請・届け出サービス**」へアクセスしていただき、「企業(団体名)」「所在地」「参加者氏名」「メールアドレス」等をご入力ください。



https://s-kantan.jp/pref-ibaraki-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=32411



- ・申込締切後に事務局からご登録のメールアドレスへ、事前接続テストのご案内、事前課題テキスト、Zoom接続のURL等のご連絡を差し上げます。
- ・**ご連絡が無い場合**、お手数ですがチラシ下部の電話番号までご連絡ください。
- ・定員に達し次第、申込受付は終了いたします。

お問い合わせ先

茨城県産業戦略部労働政策課 【所在地】 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6
 【TEL】 029-301-3635 (受付時間/平日9:00~17:00)
 【Mail】 rosei1@pref.ibaraki.lg.jp



参加費
無 料

働く女性のためのキャリア研修

～ 管理職候補の女性社員向け ～

自分が目指したい管理職像を考え・実現させるため、自分の強みや自分らしさを確認するとともにマネジメントスキルを学びます。



第1回(基礎編1)

第2回(基礎編2)

第3回(フォローアップ編)

日 時

令和4年9月20日(火)
13:30～16:30

令和4年10月25日(火)
13:30～16:30

令和5年1月13日(金)
13:30～16:30

実施方法

オンラインライブ配信
(Zoom)

対面実施
(水戸合同庁舎 水戸市柵町1-3-1)

参加対象

- ① 茨城県内の事業所に在籍する女性のうち、
後輩・部下を持つ女性職員、企業推薦者
(第1回、第2回両方の受講ができる方)

- ① 令和2、3年度に茨城県が主催
した管理職候補の女性向け研
修に参加した方
② 今年度の基礎編に参加した方

定 員 ※1

先着 20 名

先着 40 名

実施内容 ※2

1. 社会環境の変化と女性活躍推進
2. 自分の強みを把握する
3. 自身の価値観と目指す管理職
像を把握する

4. 管理職のロールモデルに学ぶ
5. マネジメントへの不安と課題を
整理
6. リーダーとしてのコミュニケー
ション力
7. 自分の目指すキャリアと管理職
像を描く

1. キャリアの転機に対処する力
をつける
2. 社会の新たな流れとアイデア
の創出
3. アクションプラン設計と宣言

申込方法 ※3

WEB(いばらき電子申請・届け出サービス)

- ※1 原則、1事業者につき1名まで。
※2 内容は急遽変更となる場合があります。
※3 詳細は裏面をご確認ください。



講師 女性とキャリア研究所 主宰

水野 順子

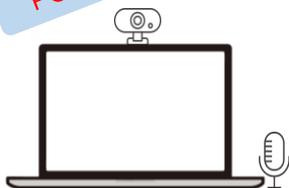
公務員として福祉部にて従事した後、外資系大手人材サービス会社にて営業・キャリアコンサルタントとして
勤めた後、独立。現在まで20,000人以上へ「人生とキャリア」の相談・支援を続けている。

主催:茨城県、いばらき女性活躍・働き方応援協議会

研修受講に関して

- ・第1・2回(基礎編)の研修は、WEB会議システムZoomを利用し、インターネット上で実施します。
- ・PC等にZoomをインストールできない場合、**ブラウザでもアクセスしていただけます。**
- ・第3回(フォローアップ編)は対面研修を予定しておりますが、場合によっては**オンライン(Zoom)での実施に変更となる可能性**がございます。

PC準備



カメラとマイク付き(外付け可)のPCまたはタブレットをご用意ください。

マスク着用



対面研修中はマスクのご着用をお願いいたします。

発言あり



発言していただく場面があるので、声を出せる環境でご受講ください。

撮影禁止



研修の録画・録音、資料の二次利用・内容のSNS等への投稿は禁止です。

【フォローアップ編の会場(水戸合同庁舎)アクセス】



お申込み方法

申込締切

基礎編

9月6日(火)

フォローアップ編

12月26日(月)

17時迄

以下のURLまたは検索フォームから「**いばらき電子申請・届け出サービス**」へアクセスしていただき、「企業(団体名)」「所在地」「参加者氏名」「メールアドレス」等をご入力ください。



https://s-kantan.jp/pref-ibaraki-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=32410



- ・申込締切後に事務局からご登録のメールアドレスへ、事前接続テストのご案内、事前課題テキスト、Zoom接続のURL等のご連絡を差し上げます。
- ・**ご連絡が無い場合**、お手数ですがチラシ下部の電話番号までご連絡ください。
- ・定員に達し次第、申込受付は終了いたします。

お問い合わせ先

茨城県産業戦略部労働政策課

【所在地】 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

【TEL】 029-301-3635 (受付時間/平日9:00~17:00)

【Mail】 rosei1@pref.ibaraki.lg.jp



女性を育てるマネジメント研修

～ 女性部下を持つ管理職向け ～



変化に強く、高いパフォーマンスを発揮する組織を作るためには女性社員の活躍は不可欠です。しかし、特に男性の管理職の方は、「どのように女性の部下に対応・育成すると効果的かわからない」という不安の声が少なくありません。

本研修ではそのような不安を解消するため、マネジメントのスタイルと女性の部下を育てるポイント等を学んでいただき、お互いが働きやすく競争力の高い職場作りのきっかけとしていただきます。

参加対象

茨城県内の事業所に在籍する女性部下を持つ管理職、経営者等

日 時

令和5年1月26日(木) 13時30分～16時30分

実施方法

オンラインライブ配信(Zoom) ※事前に接続テストを実施いたします。

定 員

先着 20 名

申込方法

WEB(いばらき電子申請・届け出サービス) ※詳細は裏面をご確認ください。



講師 女性とキャリア研究所 主宰

水野 順子

公務員として福祉部にて従事した後、外資系大手人材サービス会社にて営業・キャリアコンサルタントとして勤めた後、独立。現在まで20,000人以上へ「人生とキャリア」の相談・支援を続けている。

主催：茨城県、いばらき女性活躍・働き方応援協議会

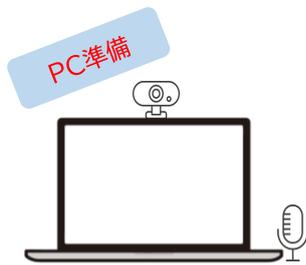
主な研修項目

- ・ 女性活躍推進の必要性和背景
- ・ 職場におけるダイバーシティとは
- ・ イクボスの視点でのマネジメント
- ・ 部下のモチベーションを高めるに
- ・ 多様な人材が活きるマネジメント
- ・ キャリア支援における関わり方
- ・ キャリア継続に関わる女性職員の課題
- ・ 具体的支援に向けたケーススタディ
- ・ マネジメントの6パターン

※ 内容は急遽変更となる場合があります。

研修受講に関して

- ・ 研修は、WEB会議システムZoomを利用し、インターネット上で実施します。
- ・ PC等にZoomをインストールできない場合、**ブラウザでもアクセスしていただけます。**



カメラとマイク付き(外付け可)のPC
またはタブレットをご用意ください。



発言していただく場面があるので、
声を出せる環境でご受講ください。



研修の録画・録音、資料の二次利用・
内容のSNS等への投稿は禁止です。

お申し込み方法

申込締切

令和5年1月12日(木)

17時迄

以下のURLまたは検索フォームから「**いばらき電子申請・届け出サービス**」へアクセスしていただき、「企業(団体名)」「所在地」「参加者氏名」「メールアドレス」等をご入力ください。



https://s-kantan.jp/pref-ibaraki-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=32439

Zoom



- ・ 申込締切後に事務局からご登録のメールアドレスへ、事前接続テストのご案内、事前課題テキスト、Zoom接続のURL等のご連絡を差し上げます。
- ・ **ご連絡が無い場合**、お手数ですがチラシ下部の電話番号までご連絡ください。
- ・ 定員に達し次第、申込受付は終了します。

お問い合わせ先

茨城県産業戦略部労働政策課

【所在地】 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6
【TEL】 029-301-3635 (受付時間/平日9:00~17:00)
【Mail】 rosei1@pref.ibaraki.lg.jp

～ 茨城で働こう！君にぴったりの会社がここにある！～

令和4年度「元気いばらき就職面接会」を開催します！

令和4年度元気いばらき就職面接会を開催します。

県内事業所を10～20社程度集め、求職者は企業から求人の説明や面接を受けられます。

求職者の参加無料、予約不要です。参加を希望される方は県のホームページをご確認ください。

記

1 開催日・場所

日付	開催場所	所管	備考
10月21日（金）	常陸大宮市	県北地区就職支援センター （0294-80-3366）	企業募集は終了しました
11月1日（火）	つくば市	県南地区就職支援センター （029-825-3410）	〃
11月8日（火）	鹿嶋市	鹿行地区就職支援センター （0291-34-2061）	
11月11日（金）	日立市	日立地区就職支援センター （0294-27-7172）	
11月29日（火）	筑西市	県西地区就職支援センター （0296-23-3811）	
令和5年1月26日（木）	土浦市	県南地区就職支援センター （029-825-3410）	
2月17日（金）	水戸市	いばらき就職支援センター （029-300-1916）	

2 事業所の参加方法

開催月の約2か月前に県ホームページ上で参加企業を募集します。

参加を希望される事業所の方は県ホームページ（QRコード）をご覧ください。

【問い合わせ先】

○茨城県産業戦略部 労働政策課 雇用促進対策室

TEL：029-301-3645



茨城県内企業の経営者と話せる！

2022 いばらき 1Day 仕事体験

茨城県では、県内外の大学生等を対象とした「1Day 仕事体験」を実施します。

県内で活躍する経営者の考え方に触れ、企業活動の核心を知ることができる内容となっています。

参加学生を募集していますので、興味のある方はぜひご連絡ください。

《実施期間》 2022年7月～2023年2月
主に学生の夏季・冬季・春季休みの時期に実施

《対象学生》 茨城県内企業に興味のある大学生等（学年は問いません）

《参加対象企業》 県内企業
（企業情報・実施プログラムの詳細▼事業を委託しているNPO法人雇用人材協会のHPからご覧いただけます。<http://koyou-jinzai.org/education/>）
※企業情報は随時更新します。

【問い合わせ先】

茨城県産業戦略部 労働政策課 雇用促進対策室 Tel：029-301-3645
または
NPO法人雇用人材協会 Tel：029-300-1738
E-mail：info@koyou-jinzai.org

【お申し込みフォームURL】

<https://forms.gle/GEBUWwzYz3XUxyXn9>



主催 茨城県
令和4年度Uターン・U就職支援推進事業
インターシップ(1日仕事体験)

2022
いい顔で働こう。
職場の空気を感しずみませんか?

2022
いばらき
1Day仕事体験
茨城県内20社以上の企業で実施(募集要項)

参加費
無料!

2022年7月～2023年2月

県内外で学ぶ学生なら、学年を問わず
どなたでも参加できます。

どんな体験ができる?
オンラインでは体験できないリアルな職場見学や、その場で雇用人材協会のスタッフが、そのうちには働いてる社員の前でしっかりと話します。

申し込み方法は?
ネットで簡単申込。エントリーシートや企業との日程調整をしてくれれば、即日参加後のアンケートも完了。

私でも参加できる?
認定を要しない約3年未満の若手、経験的に茨城県内で就職を求めている、2年以内に入社します。

リアルな職場見学ですが、感染対策は万全です。

お問合せ 茨城県産 雇用人材協会
NPO法人 EHC 雇用人材協会 水戸市三の丸1-7-41
Tel 029-300-1738 (平日9:00～18:00) E-Mail: info@koyou-jinzai.org

申し込み方法
①県内の求人企業リストから希望する企業を選び、②下記URLまたはQRコードからお申し込みください。
申し込みフォーム URL: <https://forms.gle/GEBUWwzYz3XUxyXn9>

受入れ企業の情報など
詳しくは
NPO法人雇用人材協会の
ホームページをご覧ください。
<http://koyou-jinzai.org/education/>

茨城県障害者雇用優良企業を 募集しています！

認定基準を見直し、申請しやすくなりました

県では、障害者の雇用に積極的に取り組む企業等を「茨城県障害者雇用優良企業」として認定しています。「障害のある方に優しい事業所」として広く知られることにより、企業のイメージアップにつながることを期待できます。

障害者雇用に取り組まれている企業の皆さまの応募をお待ちしています。

1 認定のメリット

- ・認定証の交付（3年間有効）
- ・認定マークを会社のPRに活用（HP・名刺等）
- ・企業の取組を県HPやパンフレットで紹介
- ・県建設工事入札参加資格審査の技術等評価項目加算
- ・県中小企業融資制度（雇用拡大支援融資）の対象
- ・県主催就職面接会の優先参加
- ・ハローワーク求人票に認定企業である旨記載 等



2 認定基準

- (1) 県内に本社があること又は本社は県外だが、県内の公共職業安定所に障害者雇用状況報告書を提出していること。
- (2) 障害者雇用率が法に基づく算定方法により2.6%を達成していること、又は過去3年間において法定雇用率を達成していること。なお、常用雇用労働者が43.5人未満の企業等においては障害者を1名以上雇用していること。
- (3) 裏面に掲げる4つの大項目において、それぞれ中項目1つ以上の取組を行っていること。
- (4) 特例子会社及び障害者就労施設等でないこと。
- (5) 申請日から過去1年以内に労働関係法令違反その他の認定にふさわしくない重大な事実がない者であること。
- (6) 企業の役員又は関係者が茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号又は同条第3号に規定する者でないこと。

3 申請方法

茨城県障害者雇用優良企業認定申請書（様式第1号）に、以下の3つの書類を添えて、ご提出ください。

- (1) 公共職業安定所に提出した直近の障害者雇用状況報告書の写し。ただし、常用雇用労働者数が43.5人未満である企業にあつては、雇用する障害者の障害者手帳の写し
- (2) 誓約書（様式第2号）
- (3) その他、知事が必要とする書類

※手続きおよび様式は県HPに掲載しておりますので、ご利用ください。



茨城県産業戦略部労働政策課 Tel:029-301-3656

Mail: rousei5@pref.ibaraki.lg.jp

茨城県障害者雇用優良企業認定企業取組項目

大項目	中項目	内 容	具体的な取組例	
働きやすさ	職場環境	1 設 備 ・ 環 境	障害者に配慮した職場環境となっている。	バリアフリー化・手すり・スロープ等の整備・通勤の配慮等
		2 作 業 効 率 化	誰もが作業できるような工夫がなされている。	作業内容の単純化・作業手順書等の整備等
		3 安 全 衛 生	障害者が安全に作業を行えるよう配慮がなされている。	事故防止対策・安全装置の導入等
	雇 用	4 労 働 時 間 制 度	障害者に配慮した労働時間・休暇制度が設けられている。	短時間・短日数勤務・休憩時間の延長等
		5 正 社 員 雇 用	障害者を正社員として雇用している。	申請日時点で1名以上正社員で就労している障害者が在籍
		6 継 続 就 業	障害者が離職せず長期間就労している実績がある。	申請日時点で3年以上継続就労している障害者が在籍
	人 的 環 境	7 職 員 の 理 解 促 進	職場で障害者への理解促進のための取組を実施している。	職場研修会の実施・障害者職業生活相談員の資格取得・配置等
		8 コミュニケーション	障害者とのコミュニケーションを図るための工夫がなされている。	相談担当者の配置・連絡帳・手話取得勉強会・面談・声かけ運動等
		9 福 利 厚 生	障害者が楽しく健康的に働ける取組を実施している。	レクリエーション・健康診断の実施等
積 極 性	10 研 修 生 の 受 入	障害者の職場実習受入を実施している・実施した。	申請日から過去5年以内に特別支援高等学校生徒の受入・県の委託訓練・トライアル雇用等の登録や活用	
	11 各 種 事 業 へ の 参 加	障害者を雇用するために就職面接会や各種セミナー等へ参加している・参加した。	申請日から過去5年以内に障害者就職面接会への参加実績がある・障害者雇用促進セミナー等への参加実績がある	
	12 新 規 採 用	障害者を積極的に採用している・しようとしている。	申請日から過去5年以内に障害者の採用実績がある、申請日から過去5年以内に求人登録をしている	

茨城県障害者雇用優良企業認定企業一覧

認定番号	法人名	所在地	事業概要	認定年度
1	筑波乳業(株)	石岡市	乳製品及びナッツ製品の製造・販売	H30
2	栗田アルミ工業(株)	土浦市	アルミニウム製品の鋳造・加工	H30
3	JR水戸鉄道サービス(株)	水戸市	鉄道車両の構内入換運転、検査修繕、駅舎の清掃、駅ビル・一般ビル等の清掃等	H30
4	京三電機(株)	古河市	自動車パワートレインシステム製品の製造及び販売	R1
5	(株)カシマ	かすみがうら市	金属プレス加工	R1
6	三共貨物自動車(株)	筑西市	運送事業・物流センター・倉庫・商業ビルの賃貸及び管理事業	R1
7	(社福)あかね会	北茨城市	社会福祉事業	R1
8	高浪化学(株)	結城郡八千代町	プラスチックフィルムのリサイクル及びコンパウンド事業	R1
9	(株)チャンス	牛久市	タイサービス・介護教育・訪問マッサージ	R1
10	(株)日立物流東日本	日立市	道路貨物運送業	R1
11	(株)日立リアルエステートパートナーズ(旧:株日立ライフ)	日立市	不動産業 他	R1
12	日和サービス(株)	日立市	廃棄物収集運搬・リサイクル、造園緑化工事、ビルメンテナンス、商品販売	R1
13	横関油脂工業(株)	北茨城市	食用・工業用油脂製品、化学品の製造	R1
14	(株)ハラキン	鹿嶋市	きのご栽培	R1
15	(株)サンワーク	常総市	人材派遣及び住宅用外壁の製造請負	R1
16	(株)幸和義肢研究所	つくば市	義肢装具製造	R2
17	(社福)尚生会	笠間市	社会福祉事業	R2
18	(社福)芳香会	古河市	社会福祉事業	R2
19	(株)カスミ	つくば市	食品スーパーマーケット	R2
20	(株)南海工業	坂東市	コンクリートパイプの製造・埋没	R2
21	(株)全農・キューピー・エツグステーション	猿島郡五霞町	鶏卵加工品の製造販売	R2
22	関彰商事(株)	つくば市	エネルギー・モビリティ・ビジネス・ライフ事業	R2
23	(株)アドバンス・カーライフサービス	つくば市	サービスステーション運営	R2
24	(社福)聖隷会	小美玉市	社会福祉事業	R2
25	金砂郷食品(株)	常陸太田市	食品製造業	R2
26	(株)ヴィオーラ	水戸市	貸おしほり業	R2
27	(株)サンユーストアー	北茨城市	食品スーパーマーケットチェーンの運営	R3
28	(社福)木厚会	笠間市	社会福祉事業	R3
29	いばらきコープ生活協同組合	小美玉市	宅配・店舗・福祉・サービス・共済事業	R3
30	渡辺食品(株)	常総市	野菜・農産物の一次加工	R3
31	(株)ケーズホールディングス	水戸市	家庭電化製品並びに関連商品販売及び付帯工事・修理	R3

あなたにエール！ ～いばらき女性活躍・働き方応援ポータルサイト～

働き方改革や女性活躍に関する県内企業の取組状況や優良事例、各種支援策等を発信するポータルサイトを開設します。

働き方改革や女性活躍を進めたいと考えている企業経営者、人事担当者等
仕事と家庭を両立しながら働きたいと考えている方、管理職になることに不安を感じている働く女性など、県内で働く皆さまに様々な情報を発信し応援します。

○開設時期

令和4年9月(開設予定)

○掲載コンテンツ

- 働き方改革優良(推進)認定企業の取組紹介
- 女性リーダー登用先進企業表彰受賞企業の取組紹介
- 県内企業で活躍する女性ロールモデルへのインタビュー **※毎月追加**
- 働き方改革や女性活躍の先進的な取組をしている企業代表者へのインタビュー **※毎月追加**
- 「いばらき女性活躍・働き方応援協議会」会員企業の女性活躍推進に関する取組状況の見える化(女性管理職の割合、男性の育児休業等の取得率、時間外勤務時間数)
- 各種セミナー、助成制度、認定制度等の情報

○特徴

- ・これから取組を進めたいと考えている企業様が参考にしやすいように、様々な業種・従業員規模の優良事例を紹介
- ・働き方改革、女性活躍に取り組み始めたきっかけや進め方など、企業経営者等が取り組む上で、参考になるお話をまとめた企業代表者へのインタビューを掲載
- ・身近に働く女性のロールモデルがない方に、仕事と家庭の両立や管理職として働くことについて、県内企業で活躍する女性へのインタビューを掲載

○アクセス方法

直接アクセスする場合 <http://yell.pref.ibaraki.jp/>

県 HP から <https://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/shokorodo/rosei/index.html>



(お問合せ先) 県労働政策課 労働経済・福祉 G TEL 029-301-3635 mail rosei1@pref.ibaraki.lg.jp

いばらき労働相談センター出張相談会のご案内

- 新型コロナウイルス感染拡大の影響による賃金や休業手当の不払い、一方的な解雇や配置転換、パワーハラスメント、職場でのいじめなどといったトラブルで悩んでいませんか。
- いばらき労働相談センターでは、職場のトラブルや労使問題でお困りの方のために、専門の相談員による相談や情報提供を通じて問題解決のお手伝いをしています。
- ご相談方法は、電話のほか、面談、メールでの相談も受け付けております。
※メールでのご相談の場合には、折り返しのお電話をさせていただきますので、電話番号の記載をお願いいたします。秘密は厳守いたしますので、一人で悩まずに、ぜひご相談ください。
- なお、各地区就職支援センター内での出張面談についても、日程調整のうえ行っておりますので、センター（029-233-1560）へご連絡ください。
- また、出張相談会を以下の日程で行いますので、まずはお電話にてセンター（029-233-1560）あてお問い合わせください（事前にご予約された方優先。事前予約がない方も、当日の相談は可能）。

・相談窓口
・開設日時

月曜日～金曜日：9:00～19:00（相談受付は18:30まで）
第2・第4土曜日：9:00～15:00（相談受付は14:30まで）
※第1・第3・第5土曜日、日曜日、祝日、年末年始は休業

・場所
・電話番号
・メールアドレス

水戸市三の丸1-7-41 いばらき就職支援センター2階
029-233-1560
rodosodan@pref.ibaraki.lg.jp

・主な相談内容

労働条件、採用、解雇・配置転換、賃金不払い、職場でのいじめ、パワハラ等

・令和4年度下半期 出張相談会の開催スケジュール 【相談時間：各日10時から16時】 ※相談無料・秘密厳守

開催日	会場	
10月11日(火)	日立市役所	本庁舎3階301会議室
10月25日(火)	つくば市役所	本庁舎3階302会議室
11月8日(火)	筑西市役所	本庁舎3階303会議室
11月22日(火)	つくば市役所	本庁舎3階302会議室
12月6日(火)	日立市役所	本庁舎3階301会議室
12月20日(火)	つくば市役所	本庁舎3階302会議室
1月10日(火)	筑西市役所	本庁舎3階304会議室
1月24日(火)	つくば市役所	本庁舎3階302会議室
2月7日(火)	日立市役所	本庁舎3階301会議室
2月21日(火)	つくば市役所	本庁舎3階302会議室
3月7日(火)	筑西市役所	本庁舎3階304会議室
3月23日(木)	つくば市役所	本庁舎3階302会議室

オンライン対応

2022 年度

カウンセリング講座のご案内

今秋開講 各コース全 10 回（土曜日）

入門

カウンセリングを学ぶよろこびをご一緒にしましょう
大切なあなた自身との出会い、あなた自身の再発見を

レクチャー

「寄り添う心 寄り添い合う心」
寄り添い合い、支え合い、分かち合う人間関係を
共に探求しましょう



ホーム
ページ



講座
申し込み

公益財団法人 茨城カウンセリングセンター

〒310-0801 水戸市桜川 2-2-35

茨城県産業会館 14 階

TEL 029-225-8580

FAX 029-225-1872

E-mail iccnet@sunshine.ne.jp

● 入門コース ●

レクチャーコースと
同時受講可能です!!

カウンセリングを学ぶよろこび

～大切なあなた自身との出会い あなた自身の再発見を～

カウンセリングを学ぶことは、誰にとっても大切なことです。そして、それは豊かな人生へとつながります。心が追いつめられたとき、あなたはどんな人に聴いてほしいですか？どのように受けとめてほしいですか？上から目線の人や、すぐに自説を述べる人には話しづらいものです。カウンセリングという「心の営み」「心の交流」の中には、相手の気持ちをていねいに受けとめられるようになるためのヒントがたくさんあふれています。それらを学ぶことは、よく傾聴しやわらかく応答できるようになるだけでなく、人間関係の土台である「分かち合う心」や「対話する心」が豊かに育まれていくことでもあります。

カウンセリングとは、単なる知識や技法を学ぶことではありません。あなたの中にすでに与えられている「分かち合いたい心」の資質がゆっくりとやわらかに花開いていくように学び合っていくことです。カウンセリングを学ぶことは、大切なあなた自身との出会いであり、あなた自身の再発見でもあるのです。

みなさん、一緒に学び合いましょう。どうぞそのままのあなたでご参加ください。



No	講座日程	講師	テーマ
1	10/22(土)	永原伸彦 (茨城カウンセリングセンター)	カウンセリングを学ぶよろこび
2	11/26(土)	羽生真規子 (茨城カウンセリングセンター)	心のつながりを育むカウンセリング
3	12/17(土)	稲垣千代 (茨城カウンセリングセンター)	カウンセリングがもたらす“安心感”
4	2023年 1/28(土)	塚本美和子 (茨城カウンセリングセンター)	人生の経験とカウンセリング
5	2/25(土)	高岡美記 (茨城カウンセリングセンター)	音楽とカウンセリング
6	3/25(土)	伊東聡枝 (茨城カウンセリングセンター)	心が整えられていくカウンセリング
7	4/22(土)	渡邊聖樹 (茨城カウンセリングセンター)	共にある心・共に歩く誰か
8	5/27(土)	関根一夫 (木村クリニック・MACF 牧師・作詞家)	やわらかな応答とカウンセリング
9	6/24(土)	正保春彦 (茨城大学 教授)	“今、ここ”から考えるカウンセリング
10	7/22(土)	小原昌之 (茨城カウンセリングセンター)	いのちの自在さを育むカウンセリング

レクチャーコース

今年度の通しテーマは、「寄り添う心、寄り添い合う心」です。

私たちが悩み追い詰められているとき、心に寄り添ってくれる人がいたらどんなに助けられることでしょうか。また、一方的に寄り添うというよりも、寄り添い合い、支え合い、分かち合う人間関係を育てていくためには、どのようなことが大切なのでしょうか。今回も、ご一緒に探究し学び合ってまいりましょう。

No	講座日程	講師	テーマ
1	11/5(土)	小原昌之(茨城カウンセリングセンター)	災い転じる寄り添いとは
2	12/3(土)	伊東聡枝(茨城カウンセリングセンター)	お互いさまの心で
3	2023年 1/7(土)	大西秀樹(埼玉医科大学医学部精神医学教授)	病院でおこなう遺族ケア -「遺族外来」について-
4	2/4(土)	関根一夫(木村クリニック・MACF 牧師・作詞家)	【寄り添うこと】と【寄り切ること】の -違いを考える-
5	3/4(土)	正保春彦(茨城大学教授)	カウンセリングとエクステンド・アドバンス
6	4/1(土)	丸山広人(放送大学教授)	寄り添うことの難しさ -子どもたちとの関わりを通して-
7	5/13(土)	高岡美記(茨城カウンセリングセンター)	遊び心とカウンセリング
8	6/3(土)	稲垣千代(茨城カウンセリングセンター)	“人”は寄り添い合って生きていく...
9	7/1(土)	塚本美和子(茨城カウンセリングセンター)	よりどころを探す道のりで出会うもの
10	8/5(土)	永原伸彦(茨城カウンセリングセンター)	寄り添う心、寄り添い合う心

今年度新しく登場して下さる講師の方々

◇大西 秀樹 先生

・埼玉医科大学医学部精神医学教授 ・埼玉医科大学国際医療センター精神腫瘍科診療部長
1986年横浜市立大学医学部卒業。藤沢病院、横浜市立大学、神奈川県立がんセンターを経て、2007年より現職。がん患者さんの精神面を担当する精神腫瘍医として多くの患者さんを全力でサポートされています。また、がん患者遺族の治療とケアを行う「遺族外来」を日本で最初に開設され、2013年日本サイコオンコロジー学会・学会賞受賞。医療の枠を超え、患者さん、その家族をできる限り支える姿に心を打たれます。

*著者「がん患者の心を救う」(河出書房新社) 「遺族外来」(河出書房新社)
「家族ががんになりました」(法研) など



◇丸山 広人 先生

・放送大学教授
ご専門は学校臨床。2022年3月まで約17年間茨城大学教育学部で教壇に立たれ、また多くの子供、保護者と関わってこられました。

〈丸山先生より〉「ずっと学校臨床を行ってきました。様々な子ども、生徒、保護者とのかわりの中で、寄り添い合うことの難しさを感じてきました。今回は、学校での体験を通して寄り添う為には相手から学ぶことが大切であるということについて、私の体験に基づいてお話できればと思っております。」

入門コース・レクチャーコースのお申し込みについて

受講形式	1.オンラインのみでの受講 2.ご来場及びオンラインでの受講 (2.の定員 50名)	オンラインは、講座開催日の1週間後から “好きな時間”に“好きな場所”で“何度でも” ・入門:2023/8/22 ・レクチャー:2023/9/5 まで ご視聴頂けます。
<p style="color: red; text-align: center;">*レクチャーコースは、入門コースの受講を終えた方（出席回数はありません）もしくは、2022年度の入門コースも同時受講される方が、対象となります。</p>		
ご来場による受講の場合	場所：茨城県産業会館 大会議室 時間：午後 2 時～4 時（各コースともに 土曜日 開講） 	
受講料	入門コース：27,500 円（税込み）【全 10 回分】 レクチャーコース：27,500 円（税込み）【全 10 回分】 受講料は銀行振込または、直接ご持参ください。 銀行口座：常陽銀行本店 普通預金 No.1619476（公財）茨城カウンセリングセンター *一度入金いただいた受講料は、講座が始まってからのご返金はいたしかねます。	
申込方法	①当センターのホームページでのお申し込み →  ②FAX でのお申し込み⇒下記の申し込み用紙をご使用ください。 ③電話でのお申し込み⇒当センターにお電話（029-225-8580）ください。	



- * やむを得ない事情により講座日程等が変更になる場合がございます。
- * 当センターの会員先の方は、受講料が割引になります。（詳しくは、当センターにお問い合わせください。）
- 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、例年より参加人数を減らし、可能な限り座席の距離を確保します。また、室内物品の消毒や換気を行います。
- マスクの着用、手指の消毒等、感染予防にご協力ください。

公益財団法人 茨城カウンセリングセンター（FAX：029-225-1872）

参加申込書			
受講講座	<input type="checkbox"/> 入門コース <input type="checkbox"/> レクチャーコース <input type="checkbox"/> 両方 （希望コースに✓をいれてください）		
お名前	TEL	（できれば携帯電話の番号をご記入下さい）	
住所	Eメール		
受講方法	<input type="checkbox"/> 1.オンラインのみでの受講 <input type="checkbox"/> 2.ご来場およびオンラインでの受講 *希望する受講方法どちらか一つに✓をいれてください		

第51回茨城県障害者技能競技大会(アビリンピック県大会)を開催しました

この大会は、障害のある方々が日ごろ培った技能を互いに競い合うことにより、その職業能力の向上を図るとともに、企業や社会一般の人々が障害のある方々に対する理解と認識を深め、その雇用の促進を図ることを目的として開催しています。

大会では、各種目において日ごろの練習の成果が十分に発揮され、ハイレベルな大会となりました。

開催日	令和4年7月9日(土)、10日(日)
主催	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構茨城支部、茨城県
後援 【順不同】	茨城労働局、茨城県中小企業団体中央会、茨城県商工会連合会、茨城県商工会議所連合会、一般社団法人茨城県経営者協会、株式会社茨城新聞社、茨城県職業能力開発協会、社会福祉法人茨城県社会福祉協議会
競技会場	茨城県職業人材育成センター（水戸市水府町 864-4）
競技種目 【8種目】	電子機器組立、ワード・プロセッサ、ビルクリーニング、縫製、木工、喫茶サービス、パソコンデータ入力、オフィスアシスタント
参加者数	68名（選手）、192名（見学者）

【お問い合わせ】(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構茨城支部 高齢・障害者業務課
(TEL:029-300-1215)

競技の様子



①電子機器組立



②ワード・プロセッサ



③ビルクリーニング



④縫製



⑤木工



⑥喫茶サービス



⑦パソコンデータ入力



⑧オフィスアシスタント



障害者雇用をお考えの企業の皆様へ

相談・サービス
無料

障害者雇用推進 アドバイザーが



雇用への取り組みの お手伝いをします!!

県では、障害者雇用を促進するため、関係機関との連携のもと、障害者雇用推進アドバイザーが日程調整のうえ訪問し、状況をお伺いしながら障害者雇用への理解促進や仕事の切り出しなどのご提案をするほか、障害者とのマッチングを支援します。

こんなお悩みありませんか？

障害のある人を
雇用したい

雇用の
ミスマッチ
を避けたい

定着支援を
受けたい

助成金制度を
活用したい

障害のある人
に対する理解を
深めたい



水戸市三の丸 1-7-41
Tel: 029-303-6322
Fax: 029-221-6031
E-mail: rousei6@pref.ibaraki.lg.jp



障害者雇用促進法の概要

1 障害者雇用率制度

障害者が住み慣れた地域で安心して暮らし、地域の一員として共に生活できる「共生社会」の実現のため、全ての事業主には、常時雇用している労働者に障害者雇用率を得た数以上の障害者を雇用することを義務づけています。

平成30年4月1日から、障害者雇用義務の対象として、これまでの身体障害者、知的障害者に精神障害者が加わり、あわせて法定雇用率も引き上げられました。

事業主は、毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告しなければなりません。

法定雇用率	
事業主区分	令和3年3月1日から
民間企業（従業員 43.5人以上）	2.3%
国・地方公共団体等	2.6%
都道府県の教育委員会	2.5%

○短時間労働者のカウントについて

※短時間労働者（週20時間以上30時間未満）については、労働者数及び雇用障害者数ともに0.5人としてカウントされます（重度障害者を除く）。

※なお、平成30年4月1日より、精神障害者の職場定着を促進するため、精神障害者である短時間労働者であって、「雇入れから3年以内」又は「精神障害者保健福祉手帳取得から3年以内の方」は、1人をもって1人とカウントされます。（令和5年3月31日まで）

2 障害者雇用納付金制度

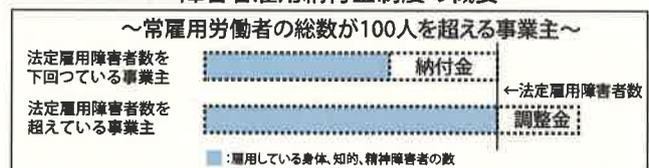
※障害者の雇用に伴う事業主の経済的負担の調整を図ることを目的に、常用雇用労働者100人超の事業主で、法定雇用障害者数を下回った場合は申告とともに納付金の納付が必要になり、法定雇用障害者数を超えている場合は、申請に基づき調整金を支給するほか、職場環境の整備等を行う事業主に対して各種助成金を支給する制度です。

納付金の徴収：不足する障害者1人当たり月額5万円

調整金の支給：超過する障害者1人当たり月額2万7千円

※なお、常用雇用労働者の総数が100人以下で、雇用障害者の総数が一定数を超えている事業主に対しては、申請に基づき報奨金（1人当たり月額2万1千円）を支給します。

障害者雇用納付金制度の概要



※独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構はじめての障害者雇用～事業主のためのQ&A～より引用

障害者雇用を支援する施策

3 障害者に対する差別の禁止

平成28年4月1日から障害者雇用促進法が改正施行され、雇用の分野で、障害者に対する差別が禁止され、合理的配慮の提供が義務となりました。ポイントは次の3つです。

1. 雇用の分野での障害者差別を禁止
(例) 障害者であることを理由として、障害者を募集又は採用の対象から排除する事。
2. 雇用の分野での合理的配慮の提供義務
(例) 出退勤時刻・休暇・休憩に関し、通院・体調に配慮する事。
3. 相談体制の整備、苦情処理・紛争解決の援助 相談先: 最寄りのハローワーク。



就職の悩みは「サポステ」で解決!!



サポステとは

地域若者サポートステーション（愛称「サポステ」）では、働くことに悩みを抱える若者に対し、キャリアコンサルタントなどによる専門的な相談、コミュニケーション訓練等によるステップアップ、協力企業への就労体験等により、就労に向けた支援を行っています。

茨城県内には水戸市、筑西市、つくば市の3カ所にサポステが設置されており、厚生労働省から委託を受けた、全国の若者支援の実績やノウハウのある一般社団法人等が実施しています。

★ サポステの支援対象者 ★

「働きたいけど、どうしたらよいのかわからない・・・」

「働きたいけど、自信が持てず一步を踏み出せない・・・」

「働きたいけど、コミュニケーションが苦手です・・・不安」

「働きたいけど、人間関係のつまずきで退職後、ブランクが長くなってしまった・・・」

など、働くことに悩みを抱えている15歳～49歳までの方

利用料金

相談・支援は無料です。

※プログラムの内容により参加費、交通費等を自己負担していただくことがあります。



どのように相談したらよいのか

電話による相談、個別面接（事前予約制）を行っています。また、一部の市町村やハローワークでの出張相談も実施しています。オンラインによる相談を実施しているサポステもあります。まずはお気軽にお問い合わせください。本人からの相談はもちろんのこと、ご家族からの相談も受け付けています。

「サポステ」に関する問合せ先

- いばらき若者サポートステーション（水戸市赤塚1丁目1番地 ミオスビル1階）
電話：0120-717-557 / FAX：0120-717-557
E-mail：info@ibasapo.com / HP：https://ibasapo.com
- いばらき県西若者サポートステーション（筑西市西方1790-29）
電話：0296-54-6012 / FAX：0296-54-6013
E-mail：hola@iw-saposute.org / HP：http://www.iw-saposute.org/
- いばらき県南若者サポートステーション（つくば市東新井28-4 新井マンションⅡ2-C）
電話：029-893-3380 / FAX：029-893-3381
E-mail：info@saposute-tsukuba.jp / HP：https://saposute-tsukuba.jp/
- 茨城県産業戦略部労働政策課 人材育成グループ（県庁舎16階）
電話：029-301-3653 / FAX：029-301-3649

スキルアップセミナー（在職者訓練）について

スキルアップセミナーとは、働く人をサポートするために県内5つの県立産業技術専門学院で実施している短期の公共職業訓練（ハロートレーニング）です。

「指導員の確保が難しい」、「ノウハウがないので社員教育になかなか取り組めない」、「現在の社内教育をさらに充実させたい」といったご意見に答えられるよう、企業等で就業中の皆さんを対象として機械・電気・溶接・IT・新入社員研修など、4つのコースで各種技能講習を実施しています。

是非、従業員の教育訓練にご活用ください。

コース	講座の内容・実施例	定員	訓練時間	受講料
技能向上	電気工事士受験対策（筆記・技能）、ガス・アーク溶接講座、新入社員研修 など	1講座あたり 10～30名 程度	12～30時間	3,040円 ※労働安全衛生法に基づく講座は 2,750円
IT	基本情報技術者試験対策、機械・建築CAD講座、ホームページ作成講座 など		14～24時間	
オーダーメイド	企業等の個別のご要望にお応えして計画実施します。まずは内容や日程（土日・夜間実施も可）をお聞かせください。 品質管理、ガス・アーク・ティグ溶接、機械加工（普通旋盤・フライス盤）、型枠施工、基本情報技術者試験対策 など	3名以上	12～36時間	
いばらき名匠塾	オーダーメイド同様、企業等の個別のご要望にお応えして計画実施します。 概ね30代までの若年技能者に対して、熟練技能者から技術・技能を継承します。	3名以上	48時間程度	
技能ブラッシュアップ	技能検定1・2級取得を目指すなど技能者のレベルアップを図ります。 普通旋盤作業訓練（日立）	8名程度	175時間	

【問い合わせ先】

○茨城県産業戦略部労働政策課	水戸市笠原町 978-6	TEL 029-301-3653
○県立水戸産業技術専門学院	水戸市下大野町 6342	TEL 029-269-2160
○県立日立産業技術専門学院	日立市西成沢町 3-9-1	TEL 0294-35-6449
○県立鹿島産業技術専門学院	鹿嶋市林 572-1	TEL 0299-69-1171
○県立土浦産業技術専門学院	土浦市中村西根番外 50-179	TEL 029-841-3551
○県立筑西産業技術専門学院	筑西市玉戸 1336-54	TEL 0296-24-1714



ハロートレーニング
—— 急がば学べ ——

令和4年度 全国労働衛生週間



スローガン 「あなたの健康があつてこそ 笑顔があふれる健康職場」

<趣旨>

全国労働衛生週間は、昭和25年の第1回実施以来、今年で73回を迎えます。この間、全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきたところです。

労働者の健康をめぐる状況については、過労死等事案の労災認定件数は、令和3年度には全国で801件となり、また、仕事や職業生活に関する強い不安、悩み又はストレスを感じる労働者は、依然として半数を超えています（令和3年労働安全衛生調査（実態調査））。このような状況の中、過労死等を防止するためには、働き方改革の推進と相まって、長時間労働による健康障害の防止対策及びメンタルヘルス対策の推進が必要です。

また、新型コロナウイルス感染症のり患による休業4日以上労働災害は、令和3年には全国で19,000人以上発生しており、職場における新型コロナ感染症の拡大防止のためには、事業場で留意すべき「取組の5つのポイント」をはじめ、各事業場の実態に即した感染予防対策を徹底し継続することが求められます。

さらに、高齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりや労働災害の予防のためには、高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）を策定し推進するとともに、増加傾向にある転倒・腰痛災害の予防のためには、若年期からの健康づくり等の取組を推進していくこととしています。

日本の労働人口の約3人に1人が何らかの疾病を抱えながら働いている中で、職場において、病気を抱えた労働者の治療と仕事の両立への支援の必要性が高まっていることから、「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」の周知啓発等を進めることにより、企業の意識改革や地域における支援体制の強化を進めてまいります。

このような状況を踏まえ、今年度は、「あなたの健康があつてこそ 笑顔があふれる健康職場」をスローガンとして全国労働衛生週間を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の推進を図ることとします。

なお、今年も新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、いわゆる“3つの密”

（(1)密閉空間（換気の悪い密閉空間）、(2)密集空間（多くの人が密集）、(3)密接空間（お互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声））を避けることを徹底しつつ、各事業場の労使協力のもと、全国労働衛生週間を実施することになりますので、各事業場皆様のご協力をお願いします。

<期 間>

10月1日（土）から10月7日（金）まで（準備期間 9月1日（木）から9月30日（金）まで）

<実施事項>

全国労働衛生週間中に実施する主な事項として、①事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視、②労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示、③労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰、④有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施、⑤労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の取組を展開するようお願いします。

【お問合せ先】 茨城労働局労働基準部健康安全課 TEL 029-224-6215

令和4年度「茨城県産業安全衛生大会」を10月4日(火)に開催します！

茨城県産業安全衛生大会は、全国労働衛生週間行事の一環として、県内の関係者が一同に会し、開催しています。本年は、10月4日(火)午後1時から水戸市の「ザ・ヒロサワ・シティ会館」にて開催します。第一部では、優良事業場等の表彰式を行い、第二部では、茨城産業保健総合支援センターから「“わかる”治療と仕事の両立支援～働きたい気持ち、企業の取組み応援します～」をテーマにした両立支援の取組を紹介し、特別講演では、ソウルオリンピックの銅メダリスト、筑波大学教授の山口 香氏を招いて、「スポーツの未来－新たな価値の創造－」をテーマにした講演を予定しています。

安全衛生担当者以外の従業員の家族の皆様、また一般の方々にも幅広い参加を呼び掛けているところですが、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえて最大定員約1,500名のところ500名を定員として開催することとしています。

【お問合せ先】 (一社) 茨城労働基準協会連合会 TEL 029-225-8881

誰だって
自分のことがわからない
だからジョブ・カードを作って
自分を知ることから
仕事探しを始めませんか？

ジョブ・カードを使って
自分自身に向き合う時間を作りませんか

ジョブ・カードは

仕事を探す自分自身への プレゼント!

新型コロナウイルス感染症の拡大により私たちの日常は一変しました
特に大きな変化をもたらしたのが「働き方」です
社会全体が閉塞感に覆われ先が見えない漠然とした不安に覆われる今だからこそ
自分に向き合いこれからの働き方をじっくり考えることが大切です

ジョブ・カードはハローワークで作ることができます。詳しくは最寄りのハローワークにお問い合わせください。

ジョブ・カードを

知らない

作らない

使わない

のはもったいない!!

ジョブ・カードとは?



ジョブ・カードには次の4種類があります。ハローワークでキャリアコンサルタントのアドバイスを受けながら一緒に作ることができます。

ジョブカード利用者数

茨城県内のハローワークでジョブ・カードを作った方は、こんなにたくさんいます!



1

キャリアプランシート

これからどんな仕事をしたいのか(興味・関心)、どのように働きたいのか(こだわり・価値観)、何ができるのか(強み・能力)など、今までの自分の仕事の経験と今後なりたい自分についてキャリアプランを作成します。

2

職務経歴シート

これまで経験してきた仕事で学んだことや得られたものを記入します。

例) 株式会社〇〇に入社後、ITサービスのコンサルティング営業を担当。基幹システムの販売や、IT機器のサポートなどに従事してきました。

3

職業能力証明シート (免許・資格)

これまで取得してきた免許や資格を整理します。

例) 普通自動車免許
TOEIC 730点
簿記2級

4

職業能力証明シート (学習歴・訓練歴)

これまで学校や職業訓練で学んできたことを整理します。

例) マイクロソフト オフィス
スペシャリスト講座受講
●●●●●●職業訓練校修了

- ☺ キャリアコンサルティングの時間はとても有意義でした。
- ☺ 楽しい雰囲気の中で、自分のことをお話しすることができました。

☺ これは使えます!

- ☺ 自分がやりたい仕事のためには職業訓練でスキルを身に付けることが必要だとわかり、目標ができました。
- ☺ 自分自身では気付かなかったことを、キャリアコンサルタントの方にたくさん気付かせていただきました。

- ☺ ジョブ・カードを作っていくうちに、やりたい仕事がかんたんにわかってきた。
- ☺ 書き出すことで、頭の中のもやもやがスッキリ整理されました。

(ジョブ・カードを作った方の声)

☺ 自分の強み、弱み、価値観が明確になりました。

☺ 自分の人生を見つめ直し、これからの生き方を考えるきっかけになった気がします。

- ☺ ジョブ・カードを作ることで、就職活動を前向きに頑張ろうという気持ちになった。
- ☺ もっと早くジョブ・カードのことを知りたかったです。

☺ 最初は難しいと思いましたが、キャリアコンサルタントの先生が親切にアドバイスしてくださったおかげで作成することができました。



新しい働き方・休み方を実践するために 年次有給休暇を上手に活用しましょう。



年次有給休暇の計画的付与制度を導入しましょう。

「年次有給休暇の計画的付与制度」とは、年次有給休暇の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。この制度の導入によって、休暇の取得の確実性が高まり、労働者にとっては予定していた活動が行いやすく、事業主にとっては計画的な業務運営に役立ちます。

1) 日数 付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

例1 年次有給休暇の付与日数が10日の労働者

5日	5日
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

例2 年次有給休暇の付与日数が20日の労働者

15日	5日
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

◎前年度取得されずに次年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から5日を引いた日数を計画的付与の対象とすることができます。

2) 活用方法 企業、事業場の実態に合わせたさまざまな付与の方法があります。

方式	年次有給休暇の付与の方法	適した事業場、活用事例
一斉付与方式	全従業員に対して同一の日に付与	製造部門など、操業を止めて全従業員を休ませることのできる事業場などで活用
交替制付与方式	班・グループ別に交替で付与	流通・サービス業など、定休日を増やすことが難しい企業、事業場などで活用
個人別付与方式	個人別に付与	年次有給休暇付与計画表により各人の年次有給休暇を指定

年次有給休暇の計画的付与に関する労使協定の例(個人別付与方式の場合)

〇〇株式会社と〇〇労働組合とは、標記に関して次のとおり協定する。

- 当社の従業員が有する〇〇〇〇年度の年次有給休暇(以下「年休」という。)のうち5日を超える部分については、6日を限度として計画的に付与するものとする。
なお、その有する年休の日数から5日を差し引いた日数が6日に満たないものについては、その不足する日数の限度で特別有給休暇を与える。
- 年休の計画的付与の期間及びその日数は、次のとおりとする。
前期=4月～9月の間で3日間 後期=10月～翌年3月の間で3日間
- 各個人別の年休付与計画表は、各期の期間が始まる2週間前までに会社が作成し、従業員に周知する。
- 各従業員は、年休付与計画の希望表を、所定の様式により、各期の計画付与が始まる1か月前までに、所属課長に提出しなければならない。
- 各課長は、前項の希望表に基づき、各従業員の休暇日を調整し、決定する。
- 業務遂行上やむを得ない事由のため指定日に出勤を必要とするときは、会社は組合と協議の上、前項に基づき定められた指定日を変更するものとする。

〇〇〇〇年〇月〇日

〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇

〇〇労働組合 執行委員長 〇〇〇〇

時間単位の年次有給休暇を活用しましょう。

年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を結べば、年5日の範囲内で、時間単位の取得が可能となります。労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に役立ちます。

〈労使協定で定める事項〉

① 時間単位年休の対象労働者の範囲

対象となる労働者の範囲を定めてください。一部の者を対象外とする場合には、「事業の正常な運営を妨げる場合」に限られます。

② 時間単位年休の日数

1年5日以内の範囲で定めてください。

③ 時間単位年休1日分の時間数

1日分の年次有給休暇が何時間分の時間単位年休に相当するかを定めてください。1時間に満たない端数がある場合は時間単位に切り上げてください。(例)所定労働時間が1日7時間30分の場合は8時間となります。

④ 1時間以外の時間を単位として与える場合の時間数

2時間単位など1日の所定労働時間数を上回らない整数の時間単位を定めてください。

●就業規則や労使協定のモデルは、「年次有給休暇取得促進特設サイト」をご覧ください。

労働基準法が改正され、2019年4月から年5日間の年次有給休暇を確実に取得させることが必要となりました。

注) 時間単位の年次有給休暇の取得分については、確実な取得が必要な5日間から差し引くことはできません。

同一労働同一賃金への対応について

～正社員と非正規社員間の不合理な待遇差が禁止されています！～

同一企業内における正社員（無期雇用フルタイム労働者）と非正規社員間の不合理な待遇の差をなくし、どのような雇用形態を選択しても待遇に納得して働き続けることができるよう、パートタイム・有期雇用労働法^{※1}や施行規則、**同一労働同一賃金ガイドライン（短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針）**、パートタイム・有期雇用労働指針が**企業規模に関わらず令和3年4月1日より全面施行**されています。

※1 パートタイム労働者だけでなく、有期雇用労働者も法の対象に含まれることになりました。
法律の名称も、「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」から「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」（いわゆる「パートタイム・有期雇用労働法」）に変わりました。

不合理な待遇差の禁止

同一企業内において、正社員と非正規社員の間で、**基本給や賞与などあらゆる待遇**について不合理な待遇差を設けることは禁止されます。

裁判の際に判断基準となる「均衡待遇規定」「均等待遇規定」が法律に整備されました。

均衡待遇規定〈法第8条〉
（不合理な待遇差の禁止）

①職務内容^{※2}、②職務内容・配置の変更の範囲、③その他の事情の内容を考慮して不合理な待遇差を禁止するもの

均等待遇規定〈法第9条〉
（差別的取扱いの禁止）

①職務内容^{※2}、②職務内容・配置の変更の範囲が同じ場合は、差別的取扱いを禁止するもの

※2 職務内容とは、業務の内容＋責任の程度をいいます。

- ① 均衡待遇規定について、個々の待遇^{※3}ごとに、当該待遇の性質・目的に照らして適切と認められる事情を考慮して判断されるべき旨を明確化。〈法第8条〉
- ② 均等待遇規定について、新たに有期雇用労働者も対象とする。〈法第9条〉
- ③ 待遇ごとに判断することを明確化するため、**ガイドライン（指針）を策定**。〈法第15条〉

※3 基本給、賞与、役職手当、食事手当、福利厚生、教育訓練など

【改正前→改正後】 ○：規定あり △：配慮規定 ×：規定なし ◎：明確化

	パート	有期	派遣
均衡待遇規定	○ → ◎	○ → ◎	△ → ○ + 労使協定
均等待遇規定	○ → ○	× → ○	× → ○ + 労使協定
ガイドライン（指針）	× → ○	× → ○	× → ○

お役立ち情報～個別支援（無料）～

同一労働同一賃金のための社内の仕組みや規定の整備等お困りではありませんか？
電話相談のほか、専門家派遣による個別の支援も受けられます。

【問い合わせ先】
茨城働き方改革推進支援センター
☎0120-971-728
(平日9:00～17:00)



お役立ち情報～解説動画～

多様な働き方の実現応援サイト (<https://part-tanjikan.mhlw.go.jp/>) では、パートタイム・有期雇用労働法で求められる企業の対応について、解説動画や職務評価分析、セミナーのご案内等パートタイム・有期雇用労働に関する様々な情報を掲載しています。ぜひご活用ください。

改正後のパートタイム・有期雇用労働法で求められる企業の対応について (全編 50分40秒)

全編	改正後のパートタイム・有期雇用労働法で求められる企業の対応について (全編 50分40秒)
プロローグとチャプター1	改正の目的と主な改正点について (39分06秒)
チャプター2	不合理な待遇差をなくするための規定の整備 (9分16秒)
チャプター3	不合理な待遇差をなくするための規定の整備～同一労働同一賃金ガイドライン～ (12分38秒)
チャプター4	参考となる判例 (7分14秒)
チャプター5	労働者に対する待遇に関する説明義務の強化 (6分11秒)
チャプター6	改正に対応するための取組手続について (8分26秒)
チャプター7	裁判外紛争解決手続「行政ADR」の規定の整備等 (1分30秒)
チャプター8	改正に対応するための事業主の皆さまへの支援について (2分33秒)

改正後のパートタイム・有期雇用労働法で求められる企業の対応について (全編 50分40秒)

「同一労働同一賃金ガイドライン」の概要

(短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針)

このガイドライン(指針)は、正社員(無期雇用フルタイム労働者)と非正規社員(パートタイム労働者・有期雇用労働者・派遣労働者)との間で、待遇差が存在する場合に、いかなる待遇差が不合理なものであり、いかなる待遇差が不合理なものでないのか、原則となる考え方及び具体例を示したものです。原則となる考え方が示されていない待遇や具体例に該当しない場合については、各社の労使で個別具体の事情に応じて議論していくことが望まれます。

給与明細書

基本給	円
役職手当	円
通勤手当	円
賞与	円
時間外手当	円
深夜出勤手当	円
休日出勤手当	円
家族手当	円
住宅手当	円

基本給

労働者の「①能力又は経験に応じて」、「②業績又は成果に応じて」、「③勤続年数に応じて」支給する場合は、①、②、③に応じた部分について、同一であれば同一の支給を求め、一定の違いがあった場合には、その相違に応じた支給を求めています。

正社員とパートタイム労働者・有期雇用労働者の賃金の決定基準・ルールに違いがあるときは、「将来の役割期待が異なるため」という主観的・抽象的説明では足りず、賃金の決定基準・ルールの違いについて、職務内容、職務内容・配置の変更範囲、その他の事情の客観的・具体的な実態に照らして不合理なものであってはならないとしています。

役職手当等

労働者の役職の内容に対して支給するものについては、正社員と同一の役職に就くパートタイム労働者・有期雇用労働者には、同一の支給をしなければなりません。

また、役職の内容に一定の違いがある場合においては、その相違に応じた支給をしなければなりません。

※ 同様の手当…特殊作業手当(同一の危険度又は作業環境の場合)
特殊勤務手当(同一の勤務形態の場合)
精皆勤手当(同一の業務内容の場合) 等

通勤手当等

パートタイム労働者・有期雇用労働者には正社員と同一の支給をしなければなりません。

※ 同様の手当…単身赴任手当(同一の支給要件を満たす場合) 等

賞与

会社の業績等への労働者の貢献に応じて支給するものについては、正社員と同一の貢献であるパートタイム労働者・有期雇用労働者には、貢献に応じた部分につき、同一の支給をしなければならない。また、貢献に一定の違いがある場合においては、その相違に応じた支給をしなければなりません。

時間外手当等

正社員と同一の時間外、休日、深夜労働を行ったパートタイム労働者・有期雇用労働者には、同一の割増率等で支給をしなければなりません。

家族手当・住宅手当等

家族手当、住宅手当等はガイドラインには示されていませんが、均衡・均等待遇の対象となっており、各社の労使で個別具体の事情に応じて議論していくことが望まれます。

※待遇差が不合理か否かは、最終的に司法において判断されることにご留意ください。

▶パートタイム・有期雇用労働法 についてのお問い合わせは、茨城労働局 雇用環境・均等室へ
水戸市宮町1-8-31 (☎ 029-277-8295)

▶パートタイム・有期雇用労働法への対応に向けた取組手順書や業種別マニュアルなど、

取組の参考となる情報は、厚生労働省ホームページへ <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000144972.html>



事業主の皆さまへ

改正育児・介護休業法 の対応はお済みですか？

■ 第1弾 令和4年4月1日から義務化される事項

※1：事業主向け説明資料はこちら ▶



1 育児休業を取得しやすい雇用環境の整備が必要です！

何を？	<p>①～④のいずれかを実施してください（複数が望ましい）。 産後パパ育休は、令和4年10月1日から施行</p> <p>①育児休業・産後パパ育休に関する研修の実施</p> <p>②育児休業・産後パパ育休に関する相談体制の整備（相談窓口や相談対応者の設置）</p> <p>③自社の労働者の育児休業・産後パパ育休取得事例の収集・提供</p> <p>④自社の労働者への育児休業・産後パパ育休制度と育児休業取得促進に関する方針の周知</p>
具体的には？	<p>①「研修」 対象は、全労働者が望ましいですが、少なくとも管理職は、研修を受けたことがある状態にしてください。</p> <p>②「相談体制の整備」 窓口を設ける場合、形式的に設けるだけでなく、実質的な対応が可能な窓口を設けてください。 また、窓口の周知等をして、労働者が利用しやすい体制を整備してください。</p> <p>③「自社の育休取得事例の提供」 自社の育休取得事例を収集し、事例を掲載した書類の配付やイントラネットへの掲載等を行い、労働者が閲覧できるようにしてください。 提供する事例を特定の性別や職種、雇用形態に偏らせず、可能な限り様々な労働者の事例を収集・提供し、特定の者の育児休業の申し出を控えさせることに繋がらないように配慮してください。</p> <p>④「制度と育休取得促進に関する方針の周知」 育児休業に関する制度と育児休業の取得の促進に関する事業主の方針を記載したもの（ポスターなど）を事業所内やイントラネットへ掲載してください。</p>

2 個別の周知・意向確認が必要です！

個別周知・意向確認、雇用環境整備の様式例はこちら ▶



令和4年4月1日以降の申し出が対象です。取得を控えさせるような形での周知・意向確認は、この措置の実施とは認められません。

誰に？	(本人または配偶者の) 妊娠・出産の申し出をした労働者
何を？	<p>①～④全てを行ってください。 産後パパ育休は、令和4年10月1日以降の申し出が対象</p> <p>① 育児休業・産後パパ育休に関する制度（制度の内容など）</p> <p>② 育児休業・産後パパ育休の申出先（例：「人事課」、「総務課」など）</p> <p>③ 育児休業給付に関すること（例：制度の内容など）</p> <p>④ 労働者が育児休業・産後パパ育休期間において負担すべき社会保険料の取扱い</p>
いつ？	妊娠・出産の申し出が出産予定日の1か月半以上前に行われた場合 ▶ 出産予定日の1か月前までにそれ以降の申し出の場合などは「事業主向け説明資料」3-1を参照※1
どうやって？	①面談（オンライン可） ②書面交付 ③FAX ④電子メール等のいずれか（③④は労働者が希望した場合に限る）

■ 就業規則の変更

就業規則の変更が必要です！

- ・変更した就業規則は労働者への周知が必要です。
- ・常時10人以上の労働者を使用する事業場は、労働基準監督署への届け出も必要です。

規定例はこちら ▼



有期雇用労働者が育児休業・介護休業を取得できる要件が緩和されます。
就業規則に、右記(1)の要件が記載されている場合は、その記載を削除する必要があります。

※引き続き雇用された期間が1年未満の労働者は労使協定の締結により除外可能です。



具体例（現行の規定例と削除対象）

有期雇用労働者にあつては、次のいずれにも該当するものに限り休業をすることができる。

- 育児休業
 - (1) 引き続き雇用された期間が**1年以上** ←削除！
 - (2) 1歳6か月までの間に契約が満了することが明らかでない
- 介護休業
 - (1) 引き続き雇用された期間が**1年以上** ←削除！
 - (2) 介護休業開始予定日から93日経過日から6か月を経過する日までに契約が満了することが明らかでない

【第2弾】は裏面をご覧ください

■ 第2弾「令和4年10月1日」までに就業規則の変更が必要です！

産後パパ育児（出生時育児休業）の創設

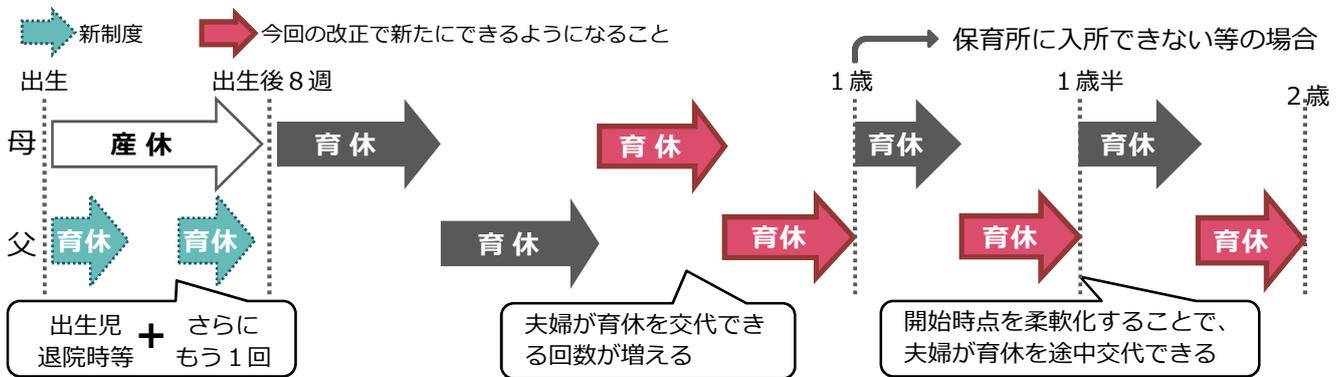
規定例はこちら▶



対象期間／取得可能日数	子の出生後8週間以内に4週間まで取得可能
申し出期限	原則、休業の2週間前まで 雇用環境の整備などについて、法を上回る取組を労使協定で定めている場合は、1か月前までとすることができる →詳細は「事業主向け説明資料」3-3※1を参照
分割取得	2回まで分割して取得可能（2回分まとめて申し出する必要あり）
休業中の就業	労使協定を締結している場合に限り、労働者が個別に合意した範囲で休業中に就業することができる（就業可能日数等には上限あり →詳細は「事業主向け説明資料」3-3※1を参照）

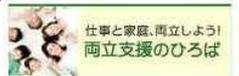
育児休業制度の変更（改正後の内容）

1歳までの育児休業	2回まで分割して取得可能（取得の際にそれぞれ申し出）
特に必要と認められる場合の1歳以降の育児休業	休業開始日の柔軟化 期間の途中で配偶者と交代して育児休業を開始できるようにする観点から、配偶者の休業の終了予定日の翌日以前の日を、本人の育児休業開始予定日とすることができる。 特別な事情がある場合に限り再取得可能



■ 第3弾「令和5年4月1日」に育児休業取得状況の公表が義務化されます

- 常時雇用する労働者が**1,000人を超える事業主**は、**育児休業等の取得の状況**を**年1回公表**することが義務付けられます。
- 具体的には、以下の①または②のいずれかの割合を公表する必要があります。インターネットの利用（自社HPや特設サイト「両立支援のひろば」など）その他適切な方法で、一般の方が閲覧できるように公表してください。



① 育児休業等の取得割合

公表前事業年度中に、雇用する男性労働者が**育児休業等**をしたものの数

公表前事業年度中に、事業主が雇用する**男性労働者**であって、**配偶者**が**出産**したものの数

OR

② 育児休業等と育児目的休暇の取得割合

公表前事業年度中に、雇用する男性労働者が**育児休業等**をしたものの数
+
小学校就学の始期に達するまでの子を養育する男性労働者を雇用する事業主が講ずる**育児を目的とした休暇**制度を利用したものの数

公表前事業年度において、事業主が雇用する**男性労働者**であって、**配偶者**が**出産**したものの数



中小企業向け支援をご活用ください

両立支援等助成金（令和4年度） <https://www.mhlw.go.jp/content/000927607.pdf>

職業生活と家庭生活が両立できる「職場環境づくり」を支援します。



出生時両立支援コース （子育てパパ支援助成金）

育児休業や育児目的休暇を男性労働者が取得しやすい職場風土作りに取り組み、男性労働者が育児休業や育児目的休暇を取得した中小事業主等に支給。

育児休業等支援コース

育児休業の円滑な取得・職場復帰のための取組を行った中小事業主に支給。

中小企業のための育児・介護支援プラン導入支援事業

<https://ikuiji-kaigo.com/>

制度整備や育児休業中の代替要員確保・業務代替等でお悩みの企業に、社会保険労務士等の専門家が無料でアドバイスします。



イクメンプロジェクト

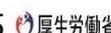
<https://ikumen-project.mhlw.go.jp/>

改正育児・介護休業法も踏まえた社内研修用資料などがダウンロードできます。



【お問い合わせ先】茨城労働局雇用環境・均等室

〒310-0836水戸市宮町1-8-31 電話 029-277-8295



茨城労働局



08R4-育

「働き方改革」の取組支援に

働き方や休み方の見直しに
取り組む企業の皆さま！

◎◎
無料

コンサルティング費用、
出張費等全て無料です！

でアドバイス！

働き方・休み方改善コンサルタントを 活用してみませんか？

働き方・休み方
改善コンサルタント
とは？

「働き方改革」の取組を支援する経験豊富な専門家です！

- 社会保険労務士の資格を持つ者等、労働関係法令・制度に専門的な知識を持つ人物の中から、都道府県労働局長が任用した非常勤の国家公務員です。
- 「働き方・休み方改善コンサルタント」のご利用は**全て無料**です。また、御相談の秘密は固くお守りします。
- 労働基準法への対応を含めた労働時間制度等に関する電話・窓口相談、訪問コンサルティング等、幅広く対応いたします！

※「働き方・休み方改善コンサルタント」の相談やコンサルティングは、各事業場における自主的な労務管理の改善をサポートするものであるため、労働基準監督署が行う立入調査とは異なりますので、お気軽にご活用ください。

支援内容

例えば、こんなお悩みはありませんか？

- 従業員の健康のため、長時間労働を改善したい。
- フレックスタイム制や裁量労働制を導入したい。
- 仕事の無駄をなくし、労働時間、休日、休暇制度を見直したい。
- 年次有給休暇をはじめ、休暇制度を充実したい。
- 多様な正社員制度、無期転換ルールを検討したい。
- 労働時間や休暇制度に関する説明会の講師をしてほしい。

申込方法
問合わせ先

【申込方法】

コンサルティングをご希望の方は、お手数ですが、裏面の利用申込書に必要事項をご記入の上、FAXまたは郵送にて送付してください。
後ほど茨城労働局 雇用環境・均等室より担当者様へご連絡いたします。

【問合わせ先】

茨城労働局 雇用環境・均等室 指導部門 働き方・休み方改善コンサルタント
〒310-8511 茨城県水戸市宮町1-8-31 茨城労働総合庁舎6階

電話：029-277-8295

FAX：029-224-6265

URL：<https://jsite.mhlw.go.jp/ibaraki-roudoukyoku/>



働き方・休み方改善コンサルタント利用申込書

令和 年 月 日

茨城労働局 雇用環境・均等室 指導部門 あて

FAX : 029-224-6265

働き方・休み方改善コンサルタントを利用したいので申し込みます。

事業場名			
所在地			
電話番号		FAX	
ご担当者	(職名)	(氏名)	
事業内容		労働者数	人
ご相談内容	<input type="checkbox"/> 労働時間関係 <input type="checkbox"/> 休暇・年次有給休暇 <input type="checkbox"/> 無期転換ルール <input type="checkbox"/> 賃金・退職金制度 <input type="checkbox"/> 多様な正社員制度 <input type="checkbox"/> 女性の活躍促進等 <input type="checkbox"/> その他 ()	具体的な相談内容 ()	
相談方法	<input type="checkbox"/> 個別訪問を希望 / <input type="checkbox"/> 茨城労働局窓口での相談を希望		
個別相談希望日時	第一希望	令和	年 月 日 () 時頃
	第二希望	令和	年 月 日 () 時頃
	第三希望	令和	年 月 日 () 時頃

コンサルタントの利用を希望される方は、お手数ですが本利用申込書をFAXもしくは郵送にて送付してください。当局担当者より、日程調整等のお電話を差し上げます。

<個人情報の取扱いについて>

本紙に記載いただいた個人情報については、働き方・休み方改善コンサルタントの利用申込の把握のみに使用し、当該事業場の許可なく第三者へ提供することはありません。

〒310-8511 水戸市宮町1-8-31 茨城労働総合庁舎6階

茨城労働局 雇用環境・均等室 指導部門 ☎029-277-8295 ㊚029-224-6265

令和4年度（前期）

障害者就職面接会

～ひとつの理解が大きな希望へ～



◆◆◆ 求人・求職募集中 ◆◆◆

面接会の参加には、事前予約が必要です。
詳しくは、管轄のハローワークまでお問い合わせ下さい。

県央会場

- 9月22日(木)
- ホテルレイクビュー水戸
水戸市宮町1-6-1
- 開催時間：13:00～15:30

県南会場

- 9月29日(木)
- ホテルグランド東雲
つくば市小野崎488-1
- 開催時間：13:00～15:30

【主催】ハローワーク・厚生労働省茨城労働局・茨城県

※各会場とも受付は12:30からとなります。
(新型コロナウイルス感染拡大の状況・悪天候により、順延または中止になる場合があります。)

面接会に参加を希望する皆様へ

面接会は**事前予約制**となります。
 求人者、障害者の方ともに、事前に下記の管轄ハローワークへお申し込み願います。

事前予約がない場合、当日参加することはできません。

(感染対策)

来場時のマスク着用、手指の消毒、検温にご協力ください。

発熱やせき、体のだるさ等の体調不良が見られる場合は来場を控えて下さい。

参加者の個人情報については、参加後にコロナウィルス感染が確認された場合に限り、保健所等関係機関に提供する場合があります。

県内ハローワーク（公共職業安定所）

ハローワーク名	所在地	電話・ファックス番号	管轄区域
水戸	〒310-8509 水戸市水府町1573-1	TEL 029-231-6221 FAX 029-224-0795	水戸市 ひたちなか市 那珂市 茨城町 大洗町 城里町 東海村
笠間	〒309-1613 笠間市石井2026-1	TEL 0296-72-0252 FAX 0296-72-9008	笠間市
日立	〒317-0063 日立市若葉町2-6-2	TEL 0294-21-6441 FAX 0294-23-3420	日立市
筑西	〒308-0821 筑西市成田628-1	TEL 0296-22-2188 FAX 0296-25-2664	筑西市 結城市 桜川市
下妻	〒304-0067 下妻市下妻乙124-2	TEL 0296-43-3737 FAX 0296-44-6564	下妻市 八千代町
土浦	〒300-0805 土浦市宍塚1838	TEL 029-822-5124 FAX 029-822-5294	土浦市 つくば市 かすみがうら市 阿見町
古河	〒306-0011 古河市東3-7-23	TEL 0280-32-0461 FAX 0280-32-9019	古河市 境町 五霞町
常総	〒303-0034 常総市水海道天満町4798	TEL 0297-22-8609 FAX 0297-22-2163	常総市 守谷市 坂東市 つくばみらい市
石岡	〒315-0037 石岡市東石岡5-7-40	TEL 0299-26-8141 FAX 0299-26-8142	石岡市 小美玉市
常陸大宮	〒319-2255 常陸大宮市野中町3083-1	TEL 0295-52-3185 FAX 0295-52-2068	常陸大宮市 常陸太田市 大子町
龍ヶ崎	〒301-0041 龍ヶ崎市若柴町1229-1	TEL 0297-60-2727 FAX 0297-65-3060	龍ヶ崎市 取手市 牛久市 稲敷市 利根町 河内町 美浦村
高萩	〒318-0033 高萩市本町4-8-5	TEL 0293-22-2549 FAX 0293-23-6520	高萩市 北茨城市
常陸鹿嶋	〒314-0031 鹿嶋市宮中1995-1	TEL 0299-83-2318 FAX 0299-82-6028	鹿嶋市 潮来市 神栖市 行方市 鉾田市

令和4年度「業務改善助成金」のご案内

『業務改善助成金』は生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

助成金の概要

**事業場内最低賃金を一定額以上引上げ、
設備投資(機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練)
などを行った場合に、その費用の一部を助成します。**

※申請期限：令和5年1月31日

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
30円コース	30円以上	1人	30万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金900円未満】 4/5 生産性要件を満たした場合は9/10 (※1)
		2～3人	50万円		
		4～6人	70万円		
		7人以上	100万円		
		10人以上	120万円		
45円コース	45円以上	1人	45万円		
		2～3人	70万円		
		4～6人	100万円		
		7人以上	150万円		
		10人以上	180万円		
60円コース	60円以上	1人	60万円		
		2～3人	90万円		
		4～6人	150万円		
		7人以上	230万円		
		10人以上	300万円		
90円コース	90円以上	1人	90万円		
		2～3人	150万円		
		4～6人	270万円		
		7人以上	450万円		
		10人以上	600万円		

(※1) ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値をいいます。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性をその3年度前の生産性と比較し、伸び率が一定水準を超えている場合に、加算して支給されます。

【ご留意頂きたい事項】

- ◆過年度に業務改善助成金を受給したことのある事業場であっても助成対象となります。
- ◆「人材育成・教育訓練費」「経営コンサルティング経費」も設備投資などに含まれるため助成対象となります。

【お問い合わせ先】

- ◆「業務改善助成金コールセンター」まで、お気軽にお問い合わせください。
電話番号 0120-366-440（受付時間 平日8:30～17:15）

ここに記載されている事項以外にも詳細な要件が定められています。

予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。

詳細や支給申請については、茨城労働局雇用環境・均等室(029-277-8294)へお問い合わせください。

生産性向上人材育成支援センターでは、

中小企業におけるDX人材の育成

を支援しています！

経済産業省のDXレポートによれば、95%の企業はDX（デジタルトランスフォーメーション）に全く取り組んでいないか、取り組み始めた段階であり、全社的な危機感の共有や意識改革のような段階に至っていないとされています。

また、DXの定義は、データとデジタル技術を活用して、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化、風土を変革し、競争上の優位性を確立することとしています。それらを推進するには、社内においてDX活動をけん引するDX人材の育成が不可欠です。

生産性向上人材育成支援センターでは、令和4年度から生産性向上支援訓練カリキュラムモデルのうち「DX対応コース」を選定・拡充し、中小企業の“DX人材の育成”を支援しています。

DX対応コースの概要

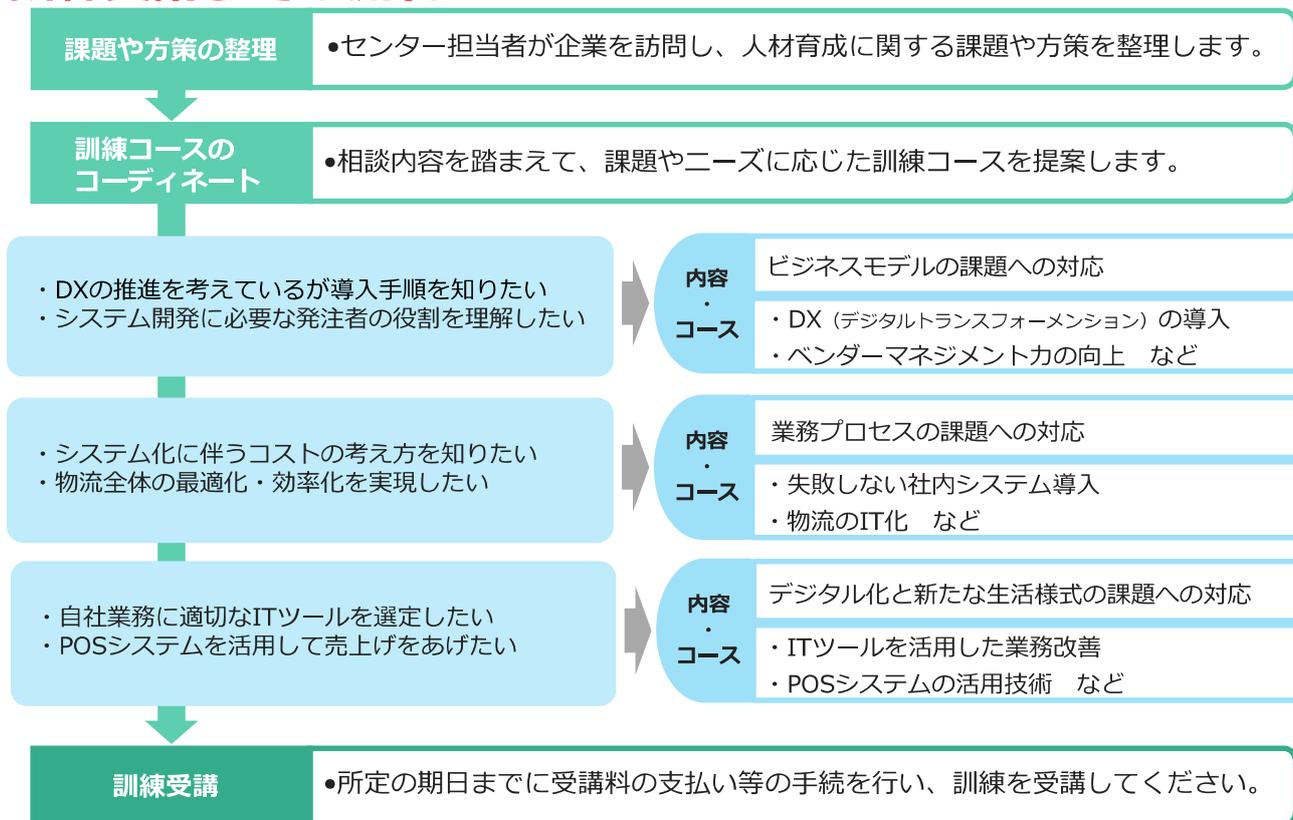
DX対応コースでは、既存のカリキュラムモデルを3つの課題別に分類しており、それぞれの課題解決に効果的な訓練コースをご提案しています。

- 訓練で習得できる要素例
- ・デジタル化による業務改善
 - ・新しい生活様式を踏まえた取組み
 - ・新たな業務プロセスの導入や改善
 - ・ビジネスモデルに関する取組み

- 受講対象者
事業主の指示を受けた在職者
- 訓練日数
概ね1～5日（4～30時間）
- 受講料（1人あたり・税込）
2,200円～6,600円
- 訓練会場
自社会議室等を訓練会場とすることが可能です（企業に講師を派遣します）



訓練受講までの流れ



※相談内容によっては、少人数からでも受講できるオープンコースのご利用を提案する場合があります。



独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構茨城支部 生産性向上人材育成支援センター

水戸事務所

〒310-0803
水戸市城南1-4-7 第5プリンスビル5階
TEL：029-221-1188

ポリテクセンター茨城

〒303-0033
常総市水海道高野町591
TEL：0297-22-8819

生産性訓練 茨城



(2021.1)

事業主の
皆さま！

認定制度を活用して、 自社の魅力度UP↑しませんか？

労働局には5つの認定制度があり、
法律に定める一定の要件を満たせば、申請することができます！

～認定を受けると、こんなに**メリット**があります！！～

- 認定の証である「認定マーク」で認定企業であることを**対外的にPR!**
- **企業イメージアップ↑**
- **優秀な人材の採用&定着!**
- 調達における**一般競争入札**で**加点評価**されます。 ※メリットは一例です

若者応援！「ユースエール認定」

若者の採用・育成に積極的で雇用管理状況などが優良な中小企業を認定する制度です。

【問合せ先】職業安定課 ☎029-224-6218

障害者雇用応援！「もにす認定」

障害者の雇用の促進及び雇用の安定に関する取組の実施状況などが優良な中小企業を認定する制度です。

【問合せ先】職業対策課 ☎029-224-6219

安全衛生優良企業認定

労働者の安全や健康を確保するための対策に積極的に取り組み、高い安全水準を維持・改善している企業を認定する制度です。

【問合せ先】健康安全課 ☎029-224-6215

子育て等サポート！「くるみん認定」・「プラチナくるみん認定」

両立支援制度の導入や利用が進んでいる企業を「子育てサポート企業」として認定する制度です。

また、「くるみん認定」を既に受け、より進んだ取組を行っている企業については、「プラチナくるみん認定」があります。

さらに、「トライくるみん」及び「不妊治療と仕事との両立に取り組む企業を認定する『プラス』制度」が令和4年4月に新設されました。

【問合せ先】雇用環境・均等室 ☎029-277-8295

女性活躍！「えるぼし認定」・「プラチナえるぼし認定」

女性の活躍促進に関する状況等が優良な企業として認定する制度です。認定は、基準を満たす項目数に応じて3段階あります。

また、「えるぼし認定」を既に受け、取組の実施状況が特に優良な企業については、「プラチナえるぼし認定」があります。

【問合せ先】雇用環境・均等室 ☎029-277-8295



令和4年4月新設
トライくるみん



▲令和4年4月新設「プラス」制度
「くるみん」等のマークに
枠が付きま



厚生労働省・茨城労働局

URL <https://jsite.mhlw.go.jp/ibaraki-roudoukyoku/home.html>



認定企業一覧

ユースエール認定企業		
企業名	業種	市町村
株式会社武井工業所	製造業	石岡市
ペンギンシステム株式会社	情報通信業	つくば市
株式会社エスディーエル	情報通信業	ひたちなか市
大洋電機産業株式会社	製造業	阿見町
社会福祉法人盡誠会	医療、福祉	稲敷市
日本放射線エンジニアリング株式会社	製造業	日立市
東興機械工業株式会社	サービス業	東海村
社会福祉法人愛信会	医療、福祉	土浦市
株式会社原製作所	製造業	稲敷市
大塚セラミックス株式会社	製造業	下妻市

くるみん認定		
企業名	業種	市町村
株式会社カスミ	卸売業、小売業	つくば市
株式会社ケースホールディングス	卸売業、小売業	水戸市
いばらきコープ生活協同組合	複合サービス事業	小美玉市
株式会社筑波銀行	金融業、保険業	土浦市
国立研究開発法人物質・材料研究機構	学術研究, 専門・技術サービス業	つくば市
関彰商事株式会社	卸売業、小売業	筑西市
サノセミコダクターイクワメント株式会社	製造業	阿見町
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	学術研究, 専門・技術サービス業	東海村
株式会社常陽銀行	金融業、保険業	水戸市
社会福祉法人泰仁会	医療、福祉	石岡市
社会福祉法人笠間市社会福祉協議会	医療、福祉	笠間市
社会福祉法人患愛会	医療、福祉	つくば市
生活協同組合パルシステム茨城 栃木	複合サービス事業	水戸市
社会福祉法人征峯会	医療、福祉	筑西市
筑波乳業株式会社	製造業	石岡市
国立大学法人筑波大学	教育, 学習支援業	つくば市
社会福祉法人芳香会	医療、福祉	古河市
キヤノン化成株式会社	製造業	つくば市
医療法人篤会	医療、福祉	ひたちなか市
サノエコーシステム株式会社	製造業	坂東市
国立研究開発法人森林研究・整備機構	学術研究, 専門・技術サービス業	つくば市
国立研究開発法人土木研究所	学術研究, 専門・技術サービス業	つくば市
結城信用金庫	金融業、保険業	結城市
医療法人博仁会	医療、福祉	常陸大宮市
社会福祉法人勇成会	医療、福祉	水戸市
医療法人社団平仁会	医療、福祉	筑西市
水戸エンジニアリングサービス株式会社 (※現社名: UT MESC株式会社)	製造業	ひたちなか市
社会福祉法人博友会	医療、福祉	常陸大宮市
茨城トヨペット株式会社	卸売業、小売業	水戸市
社会福祉法人木犀会	医療、福祉	笠間市
美野里デリカ株式会社	製造業	小美玉市
株式会社関西ケースデンキ	卸売業、小売業	水戸市
水戸信用金庫	金融、保険業	水戸市
株式会社いけい	卸売業、小売業	神栖市
株式会社九州ケースデンキ	卸売業、小売業	水戸市
マルイアドバンス株式会社	製造業	日立市
国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構	学術研究, 専門・技術サービス業	つくば市
ペンギンシステム株式会社	情報通信業	つくば市
茨城県信用組合	金融業、保険業	水戸市
トヨタカローラ新茨城株式会社	卸売業、小売業	水戸市
一般財団法人高度情報科学技術研究機構	学術研究, 専門・技術サービス業	東海村

もにす認定		
企業名	業種	市町村
高浪化学株式会社	製造業	八千代町
株式会社ヴィオラ	サービス業(他3業種含む)	水戸市
株式会社常磐谷沢製作所	製造業	北茨城市

目指して
みませんか?

安全衛生優良企業認定		
企業名	業種	市町村
該当する企業はありません		

目指して
みませんか?

プラチナえるぼし認定		
企業名	業種	市町村
該当する企業はありません		

えるぼし認定 (茨城では全て「3段階目」での認定となっています)

企業名	業種	市町村
株式会社常陽銀行	金融業、保険業	水戸市
株式会社カスミ	卸売業、小売業	つくば市
関彰商事株式会社	卸売業、小売業	筑西市
国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構	学術研究, 専門・技術サービス業	つくば市
株式会社ケースホールディングス	卸売業、小売業	水戸市
株式会社茨城新聞社	情報通信業	水戸市
高橋興業株式会社	サービス業(他3業種含む)	土浦市
社会福祉法人征峯会	医療、福祉	筑西市
社会福祉法人山水苑	医療、福祉	日立市
日本ファブテック株式会社	製造業	取手市

プラチナくるみん認定

企業名	業種	市町村
株式会社筑波銀行	金融業、保険業	つくば市
株式会社ケースホールディングス	卸売業、小売業	水戸市
株式会社カスミ	卸売業、小売業	つくば市
株式会社常陽銀行	金融業、保険業	水戸市
水戸信用金庫	金融業、保険業	水戸市
社会福祉法人征峯会	医療、福祉	筑西市
株式会社関西ケースデンキ	卸売業、小売業	水戸市
株式会社九州ケースデンキ	卸売業、小売業	水戸市

※業種は「日本標準産業分類」の大分類になります。
※掲載は各制度認定した順での表記です。

令和4年6月20日現在

2022（令和4）年7月8日施行

女性活躍推進法に関する制度改正のお知らせ 女性の活躍に関する「情報公表」が変わります

厚生労働省令を改正し、女性の活躍に関する情報公表項目を追加します。事業主の皆さまは、下記の改正内容をご覧の上、ご準備をお願いいたします。

今年7月8日の施行に伴い、初回「男女賃金の差異」の情報公表は、**施行後に最初に終了する事業年度の実績を、その次の事業年度の開始後おおむね3か月以内に公表していただきます。**

労働者が301人以上の事業主の皆さま

以下のA～Cの3項目の情報を公表する必要があります。

- 女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
A：以下の8項目から1項目選択 + B：⑨男女の賃金の差異（必須）*新設
- 職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績
C：以下の7項目から1項目選択

常時雇用する労働者が101人以上300人以下の事業主は、下記16項目から任意の1項目以上の情報公表が必要です。

各区分の情報公表項目

「女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供」

以下の①～⑧の8項目から1項目選択
+
⑨の項目（必須）*新設

- ①採用した労働者に占める女性労働者の割合
- ②男女別の採用における競争倍率
- ③労働者に占める女性労働者の割合
- ④係長級にある者に占める女性労働者の割合
- ⑤管理職に占める女性労働者の割合
- ⑥役員に占める女性の割合
- ⑦男女別の職種または雇用形態の転換実績
- ⑧男女別の再雇用または中途採用の実績

⑨男女の賃金の差異
（必須）
*新設



「職業生活と家庭生活との両立」

以下の7項目から1項目選択
※従来どおり

- ①男女の平均継続勤務年数の差異
- ②10事業年度前およびその前後の事業年度に採用された労働者の男女別の継続雇用割合
- ③男女別の育児休業取得率
- ④労働者の一月当たりの平均残業時間
- ⑤雇用管理区分ごとの労働者の一月当たりの平均残業時間
- ⑥有給休暇取得率
- ⑦雇用管理区分ごとの有休休暇取得率

- ・「男女の賃金の差異」は、男性労働者の賃金の平均に対する女性労働者の賃金の平均を割合（パーセント）で示します。
- ・「全労働者」「正規雇用労働者」「非正規雇用労働者」の区分での公表が必要です。

「男女の賃金の差異」の情報公表のイメージ

区分	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全労働者	XX.X%
正社員	YY.Y%
パート・有期社員	ZZ.Z%

付記事項（例）

- ・対象期間：●●事業年度（●年●月●日～●年●月●日）
- ・正社員：社外への出向者を除く。
- ・パート・有期社員：契約社員、アルバイト、パートが該当。
- ・賃金：通勤手当等を除く。

※小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで表示。

※計算の前提とした重要事項を付記

（対象期間、対象労働者の範囲、「賃金」の範囲等）

自社の実情を正しく理解してもらうために『説明欄』を有効活用しましょう 「男女の賃金の差異」以外の情報を任意で追加的に公表できます

- 求職者等に対して、比較可能な企業情報を提供するという目的から、「男女の賃金の差異」は、すべての事業主が共通の計算方法で数値を公表する必要があります。
- その上で、「男女の賃金の差異」の数値だけでは伝えきれない自社の実情を説明するため、事業主の任意で、**より詳細な情報や補足的な情報**を公表することもできます。
- 自社の女性活躍に関する状況を、求職者等に正しく理解してもらうためにも、『説明欄』等を活用し、追加的な情報の公表をご検討ください。

任意の追加的な情報公表の例

自社における男女間賃金格差の背景事情がある場合に、追加情報として公表する。

例えば、女性活躍推進の観点から、女性の新卒採用を強化した結果、前年と比べて相対的に賃金水準の低い女性労働者が増え、男女賃金格差が前事業年度よりも拡大した、など。

より詳細な雇用管理区分（正規雇用労働者を正社員、勤務地限定正社員、短時間正社員に区分する等）での男女の賃金の差異や、**属性（勤続年数、役職等）**が同じ男女労働者の間での賃金の差異を、追加情報として公表する。

契約期間や労働時間が相当程度短いパート・有期労働者を多数雇用している場合に、次のような方法で男女の賃金の差異を算出し、追加情報として公表する。

- 正社員、パート・有期労働者それぞれの賃金を**1時間当たりの額に換算する**

時系列で男女の賃金の差異を公表し、複数年度にわたる変化を示す。

- 情報公表の際は、厚生労働省が運営する「**女性の活躍推進企業データベース**」をご活用ください。

URL : <https://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/positivedb/>



- 「**男女の賃金の差異**」の情報公表に関する詳細を含め、女性活躍推進法の詳細は、**厚生労働省ウェブサイト（女性活躍推進法特集ページ）**をご覧ください。

URL : <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>



- 一般事業主行動計画の策定等については、最寄りの都道府県労働局雇用環境・均等部（室）までお問い合わせください。

お問い合わせ先

都道府県労働局 雇用環境・均等部（室） 受付時間8時30分～17時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）

都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号
北海道	011-709-2715	東京	03-3512-1611	滋賀	077-523-1190	香川	087-811-8924
青森	017-734-4211	神奈川	045-211-7380	京都	075-241-3212	愛媛	089-935-5222
岩手	019-604-3010	新潟	025-288-3511	大阪	06-6941-8940	高知	088-885-6041
宮城	022-299-8844	富山	076-432-2740	兵庫	078-367-0820	福岡	092-411-4894
秋田	018-862-6684	石川	076-265-4429	奈良	0742-32-0210	佐賀	0952-32-7218
山形	023-624-8228	福井	0776-22-3947	和歌山	073-488-1170	長崎	095-801-0050
福島	024-536-4609	山梨	055-225-2851	鳥取	0857-29-1709	熊本	096-352-3865
茨城	029-277-8295	長野	026-227-0125	島根	0852-31-1161	大分	097-532-4025
栃木	028-633-2795	岐阜	058-245-1550	岡山	086-225-2017	宮崎	0985-38-8821
群馬	027-896-4739	静岡	054-252-5310	広島	082-221-9247	鹿児島	099-223-8239
埼玉	048-600-6210	愛知	052-857-0312	山口	083-995-0390	沖縄	098-868-4380
千葉	043-221-2307	三重	059-226-2318	徳島	088-652-2718		



健康・くらし・あいの未来に

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）



労働委員会の窓から

令和4年6月1日～令和4年7月31日



労働委員会は、中立・公正な立場で、労使紛争の解決に向けて争議の調整や不当労働行為の審査などを行っています。労働組合や使用者だけでなく、労働者個人で利用できるあっせん制度もありますので、是非ご活用ください。

❁ 今期の事件の状況



❁ 審査事件

(労働組合又は労働者からの申立てにより、不当労働行為に該当するかどうかを判定し、該当する場合救済を図る制度)

・・・当該期間中に新規申立てはありませんでした。係属中の事件は2件です。

❁ 調整事件

(労働組合と使用者との間の紛争について話し合いにより解決を図る制度)

・・・当該期間中に新規申請はありませんでした。また、係属中の事件はありません。

❁ 個別あっせん事件

(個々の労働者と使用者との間の紛争について話し合いにより解決を図る制度)

・・・当該期間中に新規申請はありませんでした。また、係属中の事件はありません。



【お問い合わせ先】茨城県労働委員会事務局

〒310-8555 水戸市笠原町 978 番 6

TEL 029-301-5563 (総務調整課)、029-301-5568 (審査課)

E-mail roudoui@pref.ibaraki.lg.jp

URL <http://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/roudoui/index.html>

～労使紛争の迅速・的確な解決を目指します～

無料

労使間のトラブルでお困りの方、
無料で解決をお手伝いします！

個別的労使紛争のあっせんに係る

労働相談会

パワハラ

解雇

まずは
ご相談ください！



- ◆労働問題に関する豊富な知識と経験がある茨城県労働委員会委員（弁護士、労働組合役員、会社役員など）が、ご相談に応じます。
- ◆労働者、使用者どちらからのご相談もお受けいたします。
- ◆正社員、契約・派遣社員、パート、アルバイトなど雇用形態は問いません。

	日時	会場
第1回	10月5日(水) 14:00~17:00	県庁23階 茨城県労働委員会事務局 (水戸市笠原町978-6)
第2回	10月14日(金) 14:00~17:00	
第3回	10月20日(木) 17:00~19:00	

- ◆**面談**または**電話**により相談を行います。
- ◆**事前予約制**です。前日までに、お電話でご予約ください。
- ◆**新型コロナウイルス感染防止対策**を行い実施いたします。



ご予約
お問い合わせ

茨城県労働委員会事務局

TEL : 029-301-5563

受付時間 8:30~17:15
(土日祝日を除く)

【相談事例】

労働者個人から

- ◆職場の先輩からパワハラ・嫌がらせを受けた。上司に相談したが、十分な対応をしてくれない。
- ◆勤務先の社長から、会社の経営が厳しいから辞めてくれと言われた。退職しなければならないのか。
- ◆仕事でミスをしたことを理由に突然解雇された。解雇理由に身に覚えがない。解雇に納得がいかない。

使用者から

- ◆社員に配転命令をしたが、理由なく拒否された。
- ◆社員から高額な退職金の上乗せを求められて困っている。
- ◆経営不振で労働条件を変更したいが社員との話し合いがうまくいかない。

労働委員会とは・・・

公益・労働者・使用者の立場を代表する委員で構成された、労使間のトラブルを解決するための行政機関です。

あっせんとは・・・

「あっせん員」が、労使間のトラブルについて、公正・中立な立場で労使双方の主張を確かめ、解決に結びつく合意点を探りながら、話し合いにより解決されるよう支援する制度です。

労働委員会の主な業務

無料

秘密厳守

- 1 労働組合と使用者とのトラブル解決をサポートします。
(あっせん・調停・仲裁)
- 2 労働者個人と使用者とのトラブル解決をサポートします。
(個別的労使紛争のあっせん)
- 3 不当労働行為の審査を行い、必要な救済命令を出します。

<ご相談とお問い合わせはこちらまで>

茨城県労働委員会事務局

〒310-8555 水戸市笠原町978-6(県庁23階)

TEL 029-301-5563(労使紛争のあっせん等)

TEL 029-301-5568(不当労働行為の審査)

E-mail roudoui@pref.ibaraki.lg.jp

URL <http://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/roudoui/index.html>



茨城労働Seed

9月号 第731号

茨城県産業戦略部労働政策課

〒310-8555 水戸市笠原町978番6

令和4年9月発行

TEL 029-301-3635

<http://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rosei/rodo/seed/index.html>